

C2-2024-

政治・国際・人文

専門(多肢選択式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は **105 題(112 ページ)**あります。

この問題集の裏表紙に掲載されている表のコース(コースA、コースB)のうちいずれか一つを任意に選択し、共通必須問題、必須問題、選択問題を合計して **40 題**を解答してください。

答案用紙の「選択」の欄には、「**コースA**」を選択した場合は「**a**」、「**コースB**」を選択した場合は「**b**」をマークしてください。**マークされた一つのコース以外の問題は採点されません**ので、注意してください。

なお、各コースの選択問題で、分野や指定する題数(裏表紙に掲載)を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. コース別構成の詳細は、この問題集の裏表紙に掲載されていますので、解答開始までによく読んでおいてください。

3. 解答時間は **3 時間 30 分**です。

4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。

5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	政治・国際・人文		

指示があるまで中を開いてはいけません。

No. 1～No. 5 は**共通必須問題**です。

これらの問題については、**コースA(政治・国際系)**、**コースB(人文系)**のいずれを選択した場合も、**全て解答**してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 1】 有権者XとYは、以下の条件①～④に従って、小選挙区では候補者に、比例代表では政党に、それぞれ1票を投票するものとする。

条件

- ① 有権者Xの政党に対する選好の順位は、A党、B党、C党の順である。
- ② 有権者Yの政党に対する選好の順位は、C党、B党、A党の順である。
- ③ 有権者Xと有権者Yは、政党に対する選好に基づいて、政党に所属する候補者ないし政党に投票する。
- ④ 全ての小選挙区と比例代表のいずれにおいても、A党とB党が二大有力政党である。

この場合における有権者の投票行動に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

- 1. 小選挙区において、有権者Xは自らの票が死票となる可能性を避けるならば、戦略投票を行わず、C党の候補者に投票する。
- 2. 比例代表において、有権者Xは自らの票が死票となる可能性を考慮しないならば、戦略投票を行い、B党に投票する。
- 3. 小選挙区において、有権者Yは自らの票が死票となる可能性を避けるならば、戦略投票を行い、B党の候補者に投票する。
- 4. 比例代表において、有権者Yは自らの票が死票となる可能性を避けるならば、戦略投票を行わず、A党に投票する。
- 5. 小選挙区と比例代表のいずれにおいても、有権者Xは自らの票が死票となる可能性を考慮しないならば、戦略投票を行い、棄権する。

【No. 2】 次のア～エは、国際関係の理論や概念を説明した文章の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。それぞれの文章と、そこで説明されている理論・概念の組合せとして最も妥当なのはどれか。

ア. 国を統治すべき中央政府が十分に、又は全く機能しておらず、非政府勢力による権力行使までもが放置されている国。アフリカや中東などの最貧国に集中する傾向にあり、内戦や治安悪化により人々の生活や安全は常に脅かされ、難民の流出やテロの温床にもなるなど、冷戦後の国際社会にとっての不安定要因にもなっている。

イ. 多くの独立国が新たに誕生し、南北問題が関心を集める中で、マルクス主義の影響を受けて展開された理論。世界は中心と周辺から成る階層的構造であり、先進資本主義諸国から成る中心に対して、途上国は資本主義的世界的な分業の中に組み込まれることによって自律的な発展を妨げられているとされた。

ウ. 国際関係と国内政治の連動から対外政策決定過程を分析しようとするアプローチの一つ。国際的な交渉と国内での合意形成の相互作用に注目する。国内での合意形成の幅が大きいほど国際的合意の達成は容易だが、その幅は国際交渉の進み具合によって変化する。

エ. 大国の行動の選択、特に軍事増強や同盟形成といった勢力均衡行動の選択とその国際的帰結(すなわち大国間の戦争の有無)を左右するのは、関係国の属性ではなく、大国の数によって規定される国際システムの構造であるとする理論。

ア	イ	ウ	エ
1. 破綻国家	新国際経済秩序	アリソン・モデル	ネオリアリズム
2. 破綻国家	従属論	ツレーベル・ゲーム	ネオリアリズム
3. 主権制限国家	新国際経済秩序	ツレーベル・ゲーム	ネオリベラリズム
4. 国家の退場	従属論	逆第二イメージ	ネオマルキシズム
5. 国家の退場	帝国主義	アリソン・モデル	ネオリベラリズム

【No. 3】 欧州統合の歴史に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 1950年に発表されたマーシャル・プランにおいて、独仏両国の石炭・鉄鋼生産を欧州諸国による共同管理下に置くことが提案され、西ドイツ、フランス、イタリア等の6か国による欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)が1952年に発足した。その後、フランスは米英に対抗できる市場の形成を目指し、1954年に他のECSC加盟国とともに単一欧州議定書に調印し、これを批准した。
2. 1957年にローマ条約が締結され、ECSCに加えて欧州経済共同体(EEC)、欧州原子力共同体(EURATOM)が発足し、1960年代にはこれらをヨーロッパ共同体(EC)と総称するようになった。EECの原加盟国であったイギリスはEEC域内の関税全廃を主導し、1990年代に実現した。
3. ローマ条約において域内における人・物・サービス・資本の自由な移動の実現が目指され、1985年には西ドイツ、フランス、オランダ等の5か国が人の自由な越境移動を可能とするシェンゲン協定を締結した。しかし、協定締約国間の国境検査の省略による不法移民・難民等の流入への懸念から欧州連合(EU)の法的枠組みには組み込まれず、その後、イギリスをはじめとするEU加盟国の一部が協定締約国となった。
4. 1992年に調印された欧州連合条約(マーストリヒト条約)においてEUの設立について定められ、通貨統合に向けた包括的な合意がなされた。その後、ドイツ、フランス等においてユーロの硬貨・紙幣の流通が開始されたが、EU加盟国の中にはイギリスなどユーロへの参加を見送る国もあった。
5. 冷戦下でのヨーロッパにおいては1954年に欧州防衛共同体(EDC)設立条約が発効したことを契機として、安全保障面での統合も進展し、1990年代に入るとマーストリヒト条約に共通外交安全保障政策(CFSP)が盛り込まれた。その後、アムステルダム条約に基づきEU独自の軍隊が常設されるようになった。

【No. 4】 憲法第 13 条に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである。一方で、婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。

イ. 患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、輸血への不同意権は自己決定権に由来する権利として認められるものであるが、担当医師が、当該患者の意思を知り、輸血を伴う医療行為を行う可能性を認識しながら、当該患者にその説明をしなかったとしても、ほかに救命手段がない事態に至って輸血したときは、当該患者の自己決定権を侵害したとまではいえず、当該医師は、損害賠償責任を負わない。

ウ. 個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的な事柄であって、法律上絶対的に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限度尊重されるべきものであって、憲法第 13 条はその趣旨に立脚するものである。自然環境との関係で、このような人格的価値に関わる権利の総体を環境権ということができ、このような環境権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。

エ. 酒税法の規定は、自己消費を目的とする酒類製造であっても、これを放任するときは酒税収入の減少など酒税の徴収確保に支障を生じる事態が予想されるところから、国の重要な財政収入である酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上、免許を受けないで酒類を製造した者を処罰することとしたものであり、これにより自己消費目的の酒類製造の自由が制約されるところとしても、そのような規制が立法府の裁量権を逸脱し、著しく不合理であることが明白であるとはいえず、憲法第 13 条に違反するものではない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. ア、エ
4. イ、ウ
5. イ、エ

【No. 5】 内閣に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ある法律が閣議において全員一致で違憲と議決された場合、直ちに当該法律の執行を停止することができる了一般に解されているが、これは、憲法第 99 条が憲法尊重擁護義務を定めていることを根拠としている。
- イ. 憲法第 66 条第 3 項は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めており、ここにいう「責任」とは、憲法第 69 条による総辞職の場合も含め、全て法的責任である一般に解されている。
- ウ. 内閣が条約を締結するには、事前又は事後に、国会の承認を経なければならない。条約とは、当事国に一定の権利義務関係を設定することを目的とした、国家間の文書による約束を意味するが、条約の委任に基づき具体的問題についてなされる取り決めも国会の承認が必要であると一般に解されている。
- エ. 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決により指名され、これに基づいて天皇が任命する。また、国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、天皇により認証される。
- オ. 内閣総理大臣は、内閣を統率し、行政各部を統轄調整する地位にあり、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有するとするのが判例である。

1. ア、イ
2. イ、オ
3. ウ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

No. 6～No. 55 はコースA(政治・国際系)の必須問題、選択問題です。

このうち、No. 6～No. 25 は**必須問題**です。これらの問題については、**全て**解答してください。

No. 26～No. 55 は**選択問題**です。これらの問題から**任意の 15 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 6】 政治的リーダーやリーダーシップに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. プラトンは、『政治学』において、市民全員が政治的意思決定に関わるアテネの民主政治を支持しつつも、民主政治を腐敗や墮落から守るためには「哲人王統治」を導入して、知恵ある者がリーダーシップを発揮しなければならないと主張した。
2. N. マキアヴェリは、『君主論』において、手段を選ばない政治の実態を冷静に観察し、君主たちが「狐の狡猾さ」を持って行動していると指摘した。こうした実態に対して彼は、リーダーが道徳的に行動する重要性を説き、「恐れられるより、愛される方がいい」と主張した。
3. H. ラスウェルは、『権力と人間』において、政治的人間(政治人)と呼ばれる、権力を獲得しようとするタイプの人間の心理を分析し、権力追求者は、価値剥奪に対する補償の一手段として、自我に対する低い評価に打ち克つために権力を追求すると論じた。
4. イスラエルでは、政治的リーダーシップを強化するために 1990 年代に大統領制が採用されたが、議会と激しく対立し、議会としての意思決定ができない事態が頻発したため短期間で廃止され、首相を国民の直接投票で選ぶ首相公選制が導入された。
5. 55 年体制下の日本では、中選挙区制が採用され、各選挙区から複数名の与党議員が当選可能であり、集権的な党組織が形成されていた。そのため、日本と同じく議院内閣制を採用するイギリスと同様、与党党首である首相の指導力は制約されず、その後の小選挙区制導入以降と比べて、首相は強いリーダーシップを発揮していた。

【No. 7】 平等と不平等に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. A. トクヴィルは、『アメリカのデモクラシー』において、ジャクソン大統領時代の米国の民主政治を観察して、不平等の拡大が不可逆的な歴史の趨勢^{すうせい}であると診断した。彼は、あらゆる組織には少数者支配が生じると指摘して、これを「寡頭制の鉄則」と名付けた。
2. K. マルクスは、資本主義体制の不平等を克服するために、私的所有と労働を廃止して、言葉を介して他人と交わる「活動」を復権すべきであると論じた。しかし、彼は、そうして成立する社会主義体制は、内的矛盾から恐慌によって破綻する可能性がある^{あり}と論じて、その未来に楽観的ではなかった。
3. 19世紀に産業化が進展すると、R. ドゥワオーキンは「運の平等主義」という考え方を主張した。それは、本人の選択の結果であるか、本人の選択によってはどうにもならなかった運命の結果であるかを問わず、個人の自己責任を否定して平等を目指す考え方である。
4. R. ノージックは、『アナーキー・国家・ユートピア』において、福祉国家が課税という形で勤労収入の一部を他の人間に強制的に移転することには何の正当性もないとし、国家は、生命、契約、所有権に対する個人の権利を防衛するという限定的な役割を果たせばよいとした。
5. 社会保障を支える仕組みの一つとして、公的扶助がある。これは、保険料を財源として、生活困窮者に資力調査なしで現金又はサービスを提供する仕組みであり、日本では、十分な収入を得られない者に現物給付に限って扶助を行う生活保護制度がこれに当たる。

【No. 8】 政治と宗教に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. アウグスティヌスは、『神の国、地の国』において、地上のローマ教会を「神の国」、現実の世俗国家を「地の国」とみなして、教会の世俗権力に対する優越を主張するとともに国家に積極的な意義を見いだした。すなわち、国家は単なる強制力を持った大きな強盗団ではなく、共通善に配慮し、人々を善き生活に導くものであるとした。
2. トマス・アキナスは、『神学大全』において、国家とは人間の原罪としての支配欲の産物であるが、同時に現世に平和と秩序をもたらすという点であくまでも必要悪として、国家に一定の存在意義を認めた。そして彼は、教会とは人間の魂の救済に関わる事項を取り扱うものであって、全教会の権威は教皇一人ではなく、信仰者の集合体としての教会全体とその代表機関である公会議にあるとして教皇至上主義を否定した。
3. ルターは、『キリスト者の自由』において、人間の罪深さゆえに可視的な教会が不可欠であるとし、罪に対して組織的に戦いを挑む「戦う教会」が必要であるとした。そして、彼は、世俗的権力である国王はあくまで「神の代理人」として神の栄光の実現に奉仕すべきであり、国王が「真の宗教」を弾圧するならば、ほかの「神の代理人」たる貴族はもちろん、民衆も神の栄光を回復すべく、国王を処罰する義務を負っていると主張した。
4. フランスの宗教内乱では、カルヴァン派のユグノーやルター派のリーグと区別されるポリティーク派と呼ばれる第三のグループは、「真の宗教」の対立に際し、王国の存続のためではなく宗教上の理由からキリスト者の寛容を説いた。すなわち、キリスト者は、神の教義を迫害の根拠とはせず、その多様性を認め相互愛の中で共存し合うべきであるとして、良心に強制を加えることに反対し、寛容こそが取るべき態度である、とポリティーク派は訴えた。
5. J. ロックは、政治社会は生命、自由及び所有権の保護を目的とする一方、教会は人間の魂の救済に関わる事柄を扱うが、あくまで一個の自発的結社であるべきであるとした。彼は、両者はその目的・役割を異にしているがゆえに分離されており、一つの政治社会の中で多様な教会が共存することが可能であると主張した。

【No. 9】 政治と女性に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. M. ウルストンクラフトは、フランス革命期に著した『女性および女性市民の権利宣言』において、女性のための人権宣言を唱え、女性にも男性と平等の権利と政治参加を認めると同時に、広範な責任を課すべきことを主張した。また、彼女は、女性にも男女の差異を踏まえた教育の機会が与えられるべきであり、男女別の、女性の本質にふさわしい公教育が必要であると訴えた。
2. フランス革命期前後の第一波フェミニズム運動では、参政権を中心とする女性の法的地位・権利の平等が重点とされた。それに対し、19世紀後半から20世紀前半の第二波フェミニズム運動では、女性らしさを賛美する風潮や定型的女性像などが女性の社会進出を妨げているとして、性別役割分業の見直しや、雇用における男女差別の禁止が主要な課題とされた。
3. K. ミレットは、『自分だけの部屋』において、男女の在り方を規定する伝統や慣習、規範の中には、女性が女性としてのアイデンティティを確立・維持していく上で不可欠なものがあるとして、それらに一定の存在意義を認めた。また、彼女は、全ての女性は「自分だけの部屋」を持つべきであるとして、家族単位ではない、個人単位のプライバシーの必要性を主張した。
4. C. ギリガンは、『もうひとつの声』において、男女の道德観の違いとして、男性は権利を重視し、抽象的な公正の原理で正義の問題を解決しようとする「正義の倫理」を有するのに対し、女性は個別的・具体的状況の中で他者への配慮や気遣いを重視し、権利よりも義務や責務を重要と考える「ケアの倫理」を持つと唱えた。
5. 1960年代以降に展開されたフェミニズム理論では、「封建制」と「ジェンダー」という概念が提唱された。前者は、「封」(封土)を媒介とした封主と封臣との支配服従関係であり、公的理念の欠如した私的主従関係をいい、「家」制度がこの典型である。後者は、男女の性別を、生物学的な性別と社会的・文化的な性別に区別して考えるための概念ではなく、当事者本人が自己認識し、社会に対しその承認を求めている性別のことをいう。

【No. 10】 政党に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. S. リプセットと S. ロッカンは、西欧諸国の政党システムは、社会的亀裂に由来する勢力関係と配置を反映しているとし、その例として中央対地方、政府対教会、都市対農村、資本対労働の対立関係を挙げた。彼らは、西欧諸国の 1960 年代の政党システムは、少数の重要な例外を除いて、1920 年代の社会的亀裂を反映していると主張し、これは政党システムの「凍結」仮説と呼ばれる。
2. O. キルヒハイマーは、1970 年代以降の脱工業化社会において、中央集権型の大衆政党とは異なる新しい政党類型が見られるとして、それを包括政党と呼んだ。これは、従来の物質主義的価値観ではない新しい価値観を抱く市民団体や環境保護団体などが、地域を超えて結び付くことにより、政党としての機能を有するに至ったものであって、ドイツの緑の党などはこの例とされる。
3. A. パネビアンコは、近年、西欧諸国では、無党派層の増大やマスメディア選挙の発達等が進む中、既存政党は、宣伝やマーケティングの専門家に頼ることなく、従来の党員や党活動家が中心的役割を果たす「選挙プロフェッショナル政党」に変容しつつあると主張した。また、彼によれば、有権者の政党離れが進む中、政党は党員や支持者を維持・獲得するため、議会の審議や政党間協議等において開かれた討論を行い国民にとって、より妥当な解決を求めていく「カルテル政党」化の傾向が見られるという。
4. G. サルトーリは、多党制を、一党優位政党制、穏健的多党制、分極的多党制の三つに分類した。一党優位政党制とは、複数の政党が存在し自由な選挙が実施されているが、一つの政党が与党であり続けている場合である。穏健的多党制と分極的多党制とは、主要な政党の政治的立場が前者は中道寄り、後者は反体制を含む左右両極に分かれている場合であるが、前者の方が政党間の競争において遠心力が強く働くため、連立政権は不安定になると彼は主張した。
5. 政党助成法は、政党交付金について、有権者数(選挙人名簿登録者数)に 250 円を乗じて得た額を基準として総額を予算で定め、政治資金規正法上の政治団体であって所属国会議員が 10 人以上の政党を交付の対象としている。各政党への交付額については、所属国会議員数や衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の得票総数に応じて総務大臣が算定する。また、その使途については、政党活動と無関係の経費に充ててはならないなどの制限がある。

【No. 11】 近年の公職選挙法の改正に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 平成 20(2008)年、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が引き下げられ、年齢満 18 歳以上の者も国政選挙で投票に参加することができるようになった。併せて、被選挙権年齢も引き下げられ、衆議院議員については年齢満 20 歳以上、参議院議員については年齢満 25 歳以上の者が立候補できるようになった。
2. 平成 25(2013)年、公職選挙法が改正され、インターネットを用いる選挙運動ができるようになった。この改正によって、選挙運動のために電子メールや SNS を使って発信することが誰でもできるようになったが、選挙運動の期間中に政党や候補者がホームページを更新することは禁止されている。
3. 平成 29(2017)年、公職選挙法が改正され、都道府県知事や市町村長の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるようになった。この改正の趣旨は、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充することであるが、候補者の資金力の差異を考慮する観点から、都道府県や市町村の議会の議員の選挙については、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することは禁止されている。
4. 平成 30(2018)年、公職選挙法が改正され、参議院比例代表選出議員の選挙において、従来から用いられてきた非拘束名簿式の一部に拘束名簿式を取り入れる、いわゆる「特定枠」が導入された。この改正によって、政党等は優先的に当選人となるべき順位を記載した候補者を、その他の候補者と区分して名簿に記載することができるようになった。
5. 令和 4(2022)年、公職選挙法が改正され、衆議院議員小選挙区の区割りが改定された。令和 2(2020)年の国勢調査に基づき、人口が増加した東京都、神奈川県など 5 都県では小選挙区の数が増やされた一方、小選挙区の数が減らされた道府県はなかった。また、比例代表選出議員の選挙区についても、定数が減らされることはなかった。

【No. 12】 次の英文は、人々の意見の分極化に関する文献の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A～Dに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。なお、文中の [] については設問の都合上伏せてある。

The term “group polarization” refers to something simple: after deliberation, people are likely to move toward a more [] point in the direction to which the group’s members were originally inclined.

For an initial glimpse of the problem, let us consider a small experiment in democracy that was held in Colorado in 2005. About sixty US citizens were brought together and assembled into ten groups, each consisting of six people. Members of each group were asked to [A] on the most controversial issue of the day: *Should employers engage in “affirmative action” by giving a preference to members of traditionally disadvantaged groups?*

As the experiment was designed, the groups consisted of “liberal” and “conservative” members—five groups whose members initially tended toward liberal positions on the issue, and five whose members tended toward conservative positions on the issue. People were asked to state their opinions individually and anonymously both before and after fifteen minutes of [B]. What was the effect of it?

The results were simple. In almost every group, members ended up with more [] positions. Mildly favorable toward affirmative action before, liberals became [C] favorable toward it. Firmly negative about affirmative action before, conservatives became even [D] negative about it afterward.

A	B	C	D
1. deliberate	discussion	less	less
2. deliberate	discussion	strongly	more
3. deliberate	contemplation	less	less
4. ponder	contemplation	less	less
5. ponder	contemplation	strongly	more

【No. 13】 次の英文は、日本の政治史に関する記述の一部である（一部省略又は変更している箇所がある）。この英文によると、下線部の内容として最も妥当なのはどれか。

Were such slogans as *sonnō jōi* and *kōgi yoron* really what drove the activists—the “men of high purpose” or “righteous men,” as they were called—to risk their lives during those tumultuous years? Had the Meiji Revolution really been accomplished by the sudden appearance of masses of such selfless volunteers, ready to cast away everything dear to them in pursuit of abstract causes? Certainly no one would accept a similarly unsophisticated explanation of the American or French revolutions as pure and spontaneous uprisings of citizens seeking liberty and human rights.

It is equally simplistic to see the Meiji Revolution as a reform inspired by nascent nationalism seeking to preserve Japan’s independence as a state. Such an interpretation depends on the idea that for some reason, and only at this particular historical juncture, large numbers of men (mainly lower samurai) had been suddenly seized by a greatness (or madness) that drove them to voluntarily sacrifice themselves for their nation.

Fukuzawa Yukichi (1835-1901) gave a somewhat more realistic analysis in an 1875 essay, “Kokken kabun no setsu”.

For Fukuzawa, *sonnō jōi* was nonessential, and the revolution had at heart been the overthrow of a despotic and oppressive regime by a people seeking freedom (*jiyū*). But the freedom he envisaged was not freedom of speech or religion. In his *Bunmeiron no gairyaku*, also published in 1875, he wrote, “by the end of the Tokugawa period antipathy to lineage started fermenting.”

“Freedom” was liberation from the bondage of a hereditary caste system; it was the freedom for individuals with talent and ability to advance in the world. The opening section of Fukuzawa’s 1866 *Seiyō jijō shohen* spoke of freedom as an essential condition for “civilized government” (*bunmei no seiji*). More than anything else, this meant “that one must no longer speak in terms of lineage ... but extend one’s naturally endowed talents and abilities.”

1. antipathy to lineage
2. abstract causes
3. a greatness (or madness)
4. freedom of speech or religion
5. nascent nationalism

【No. 14】 次の英文は、民主政治に関する記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

‘Rule of the people, by the people, for the people.’ The definition of US President Abraham Lincoln (1809-65) is a good place to start—as long as we’re clear that it’s the ‘by the people’ bit that is important. All systems of government are going to be government ; it is the people who are being governed. And, in principle, a benevolent dictator or an enlightened aristocracy could rule . True, we might think those scenarios a bit improbable. A democratic regime is perhaps more likely to rule than a dictatorship or an aristocracy, and that might be a good reason for preferring democracy. But what one is then preferring is precisely rule —a political system in which the people govern themselves.

A	B	C
1. by the people	for the people	of the people
2. by the people	of the people	for the people
3. for the people	of the people	by the people
4. of the people	by the people	for the people
5. of the people	for the people	by the people

【No. 15】 国際関係理論に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 抑止とは安全保障政策の一環であり、想定される敵国に対して、一定の利益や友好関係の保証を通して不安を払拭することで、軍事的行為をとることを思いとどまらせることである。抑止を行う手段としては、自前で軍備を整える軍拡のほか、紛争当事国の合意により行われる仲裁裁判を通じた紛争解決が考えられる。
2. 自由貿易が世界全体の厚生を高めるという議論は、経済学者の C. キンドルバーガーによって提唱された比較優位論に遡ることができる。しかし、現実には国家はしばしば保護貿易政策を実施してきた。これは、一国内において自由貿易から得られる利益が人々の間で均等であるため、率先して自由貿易を追求する主体が不在になりがちであることに起因する。
3. 内戦とは、一国の領域内において国家と反乱軍との間で行われる継続的かつ激しい武力紛争のうち、外部勢力の介入がないものを指す。件数としては多くの植民地が独立した 1960 年前後が最多となっている。内戦の発生原因について、P. コリアーと A. ハフラーは、一次産品から得られる富への「欲望」よりも、自分たちの民族が政治的、経済的、文化的に不当に差別されていることへの「不満」が重要であると指摘した。
4. S. ハンチントンは、国際的相互依存が進展した世界では、国家が持つパワーの源泉として伝統的な軍事力だけではなく経済的相互依存関係の非対称性も重要であるとした。そして、相互依存関係を断ち切られた場合、それを回復するためにかかる費用の程度を示す概念として敏感性を提示し、敏感性の高い国は低い国に対してパワーを発揮することができるとした。
5. 民主主義国家においては、国民は政治指導者の外交と安全保障政策上の失敗を把握し、失敗には不支持や次回選挙での他候補への投票という制裁で反応する。政治指導者にとってのこのような政治コストは、一般に観衆費用と呼ばれる。観衆費用が大きい場合には、他国への武力行使の威嚇を撤回することは、それが政策的失敗と捉えられてしまうため、難しくなる。

【No. 16】 次のア～オは、冷戦期の国際関係についての記述である。これらを古いものから順に並べたものとして最も妥当なのはどれか。

ア. アメリカの R. ニクソン大統領が訪中し、米中共同声明(上海コミュニケ)を発表した。

イ. ドプチェク第一書記の下で改革を進めるチェコスロバキアに対し、ワルシャワ条約機構軍が侵攻し、プラハを占領した。

ウ. ソ連共産党第 20 回大会において、フルシチョフ第一書記がスターリン批判を行った。

エ. ソ連からの自立の動きを見せたハンガリーに対して、ソ連が軍事介入して制圧した。

オ. 中ソ国境のウスリー川の中州であるダマンスキー島(珍宝島)で、両国が武力衝突した。

1. ア→ウ→イ→エ→オ
2. ア→オ→イ→エ→ウ
3. ウ→エ→イ→オ→ア
4. エ→ウ→イ→ア→オ
5. エ→ウ→イ→オ→ア

【No. 17】 北大西洋条約機構(NATO)に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. ワルシャワ条約機構(WTO)の結成による脅威に直面した西側諸国は、これに対抗し、軍事条項を含む相互防衛条約(ブリュッセル条約)の参加国であったイギリス、フランス、ベネルクス三国のほか、アメリカ、トルコ、ギリシャ、スペインなど 20 か国を超える国々が北大西洋条約に調印し、北大西洋条約機構(NATO)を設立した。
2. 第二次世界大戦後、フランスは、第一次世界大戦後の対ドイツ政策の失敗を踏まえ、西ドイツの再軍備を早期に実現するため、これに慎重なアメリカ、イギリスとの交渉を主導し、1954 年には、西ドイツの再軍備と NATO 加盟を認めるミュンヘン協定が締結された。その後、西ドイツは、NATO にイタリアと同時に加盟した。
3. フランスの C. ドゴール大統領は、他の西側諸国と足並みをそろえ、中華人民共和国とは一定の距離を置き、外交関係の樹立などの動きを控える一方、ソ連とは関係改善を図るなど、独自の外交を展開した。こうした中、ドゴールは、NATO 軍事部門からの離脱を表明したものの、アメリカの J. F. ケネディ大統領の説得に応じて離脱を撤回したが、これを契機に NATO 本部はパリからニューヨークに移転した。
4. ソ連の崩壊後、NATO は、加盟国の東方拡大を進めていたが、これに反発するロシアに配慮して、協議・協力の機構として NATO 加盟国との「平和のためのパートナーシップ(PfP)」を組織し、ロシアや中東欧諸国との安全保障対話に乗り出した。第二次世界大戦終了後にソ連に併合されたバルト三国は、旧ソ連の共和国で構成されていた独立国家共同体(CIS)に加盟し、その後、ノルウェー、スウェーデンと同時に NATO にも加盟した。
5. NATO は、冷戦後、NATO に加盟していなかったユーゴスラビアにおいて内戦が発生した際に同国に対して軍事介入を行った。コソボ紛争においては、1999 年、NATO は、武力行使を認める国連安保理決議に基づかずに空爆を実施したが、これについて、コソボ問題に関する独立国際委員会は「違法だが正当」とした。

【No. 18】 国際経済と開発に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 1961 年、自由主義経済の発展のために協力を行う機構として経済協力開発機構(OECD)が設立され、欧米諸国のほか、日本、韓国が原加盟国として参加した。OECD は、加盟国の経済分野の課題解決のための活動を行っており、毎年 OECD 経済見通しを発表している。2023 年の見通しでは、新型コロナウイルス感染症の経済的影響が依然強く、世界全体の経済成長率(実質 GDP 成長率)は過去最低の 1 % 台になると発表された。

イ. 経済連携協定(EPA)は、幅広い経済関係の強化を目指して貿易や投資の自由化を進める協定である。我が国は世界に先駆けて EPA を推進してきたが、EPA は知的財産権の保護を対象外としているため、締結に消極的な国や地域が多く、1990 年代以降、自由貿易協定(FTA)とともに締結数は減少傾向である。2018 年、米国を含む 11 か国により、知的財産権の保護を含むサービス貿易や投資の自由化等を目的として、より包括的な経済連携協定である CPTPP が締結された。

ウ. ミレニアム開発目標(MDGs)の後継である持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015 年の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。2030 年を達成期限とし、貧困の撲滅や環境保全などの分野について 17 のゴールと 169 のターゲットなどから構成されている。2023 年 9 月、国連本部において 4 年に 1 度となる SDG サミットが開催され、我が国の SDGs 達成に向けた取組について発信がなされた。

エ. 我が国の政府開発援助(ODA)については、従来から保健や教育など各国際機関が有する専門性を活用した国際機関を通じた援助の割合が高く、2021 年の我が国の ODA 実績(贈与相当額)の内訳は、国際機関を通じた援助が 8 割以上、二国間援助は 2 割未満となっている。また、我が国の ODA 実績(支出純額及び贈与相当額)は 1990 年代以降一貫して、米国に次ぐ世界第 2 位であり、ODA を通じて相手国などとの関係強化を図っている。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. ア、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 19】 人権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 1941 年の演説において米国の F. ローズヴェルト大統領は、言論の自由等の「四つの自由」を国際秩序の基本原則として提示した。1945 年に署名された国連憲章では、人権と基本的自由の尊重が掲げられた。1948 年には世界人権宣言が国連総会で採択され、前文において人権は「世界における自由、正義及び平和の基礎」であるとされた。
2. 1993 年に世界人権会議が開催され、冷戦後の世界における人権についてのウィーン宣言が採択された。ウィーン宣言においては、一部のアジアの国々の主張を踏まえ、人権とは相対的なものであり、特定の人権観を押し付けることが内政干渉に当たり得るとされた。また、ウィーン宣言における勧告に基づき、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が設置された。
3. ソ連の働きかけによって 1975 年に開催された欧州評議会において、最終報告書としてヘルシンキ宣言が採択され、その中には人権と基本的自由の尊重が原則の一つとして盛り込まれた。その結果、この原則が西側諸国(当時)において遵守されているかを監視するため、ヘルシンキ・ウォッチなどの NGO が組織され、人権を尊重するよう西側諸国に求めた。
4. 企業活動のグローバル化が進む中、企業活動にも人権尊重が求められるようになり、1999 年にアナン国連事務総長が国連と民間企業とのグローバル・コンパクトを提唱した。2011 年には人権侵害に関する企業責任の範囲や企業が果たすべき役割などを整理した「ビジネスと人権に関する指導原則」が国際労働機関 (ILO) の総会に提出されたが、利潤追求を優先する企業の声に押され、採択されなかった。
5. 国連においては、経済的・社会的・文化的権利に関する A 規約と、市民的・政治的権利に関する B 規約から成る国際人権規約が、人間の安全保障委員会報告書の内容を基礎として 1966 年に採択された。このような一般的・包括的な人権条約に加え、国連の下で分野別の人権条約も整備された。そのうちの一つである児童の権利条約は、12 歳以下の子供を対象として、子供が意見を表明する権利を確保することや、虐待等から子供を保護することなどを規定している。

【No. 20】 次の英文は、国際関係におけるアナーキー概念についての記述の一部である(一部省略又は変更している箇所がある)。A、B、Cに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれ

著作権の関係のため、掲載できません。

【No. 21】 次のア、イ、ウは、国際関係の理論や概念を説明した文章の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。それぞれの文章と、そこで説明されている理論・概念の組合せとして最も妥当なのはどれか。

ア. Even if the states can locate a deal that they prefer over war today, the state that is getting stronger will face a strong temptation to use its future power to try to revise the deal later. Unless there is some way for the growing state to make a credible commitment not to do that, then its adversary may decide that it is better to gamble on war today in order to stop or slow the anticipated shift.

イ. Alliances are most commonly viewed as a response to threats. When entering an alliance, states will ally with the state that poses the major threat. The belief that states will tend to ally *with* rather than against the dominant side is surprisingly common. States are attracted to strength. The more powerful you are and the more clearly this is demonstrated, the more likely others are to ally with you.

ウ. Human actors are imagined to follow rules that associate particular identities to particular situations. Action involves evoking an identity or role and matching the obligations of that identity or role to a specific situation. The pursuit of purpose is associated with identities more than with interests, and with the selection of rules more than with individual rational expectations.

ア	イ	ウ
1. diversionary war	bandwagoning	logic of collective action
2. diversionary war	balancing	logic of collective action
3. preventive war	bandwagoning	logic of appropriateness
4. preventive war	confidence building	logic of punishment
5. proxy war	balancing	logic of appropriateness

【No. 22】 次のア～エは、国際関係の理論や概念を説明した文章の一部である（一部省略又は変更している箇所がある。）。それぞれの文章と、そこで説明されている理論・概念の組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

イ. The ability to maintain prosperity in a world of scarcity. Governments that primarily mobilized resources for military competition will emphasize economic competition.

ウ. The tendency for functional aspects of international relations (such as security, trade, or environmental management) to be organized around large numbers of states, or universally, rather than by individual state action.

著作権の関係のため、掲載できません。

ア	イ	ウ	エ
1. hegemon	economic sanctions	pluralism	zero-sum gains
2. hegemon	economic sanctions	functionalism	absolute gains
3. hegemon	economic warfare	multilateralism	absolute gains
4. superpower	economic warfare	pluralism	relative gains
5. superpower	economic security	multilateralism	relative gains

【No. 23】 思想及び良心の自由に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 医療法人に対し、誓約書という題の下に、「当団が行った次の行為は、X県地方労働委員会により不当労働行為と認定されました。当団は、ここに深く反省するとともに今後、再びかかる行為を繰り返さないことを誓約します。」との文言を墨書した掲示板を当該法人経営の病院入口に掲示するよう命じたポストノティス命令は、当該法人に対し反省等の意思表示を強制するものではなく、憲法第 19 条に違反しない。

イ. 企業内においても労働者の思想、信条等の精神的自由は十分尊重されるべきであるから、企業が、企業秘密の漏えいに絡んだ調査活動の一環として、職員に特定の政党の党员であるか否かを尋ね、かつ、党员でない旨を書面で提出するよう求めることは、書面提出の要求が強要や不利益の示唆にわたるものではなかったとしても、調査方法として不相当な面があるといわざるを得ず、社会的に許容し得る限界を超えて職員の精神的自由を侵害した違法行為であり、憲法第 19 条に違反する。

ウ. 公立高等学校の校長が教諭に対し卒業式における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた職務命令について、かかる起立斉唱行為は、学校の儀式的行事における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものではあるが、当該起立斉唱行為を求められることが当該教諭個人の歴史観ないし世界観に由来する行動(敬意の表明の拒否)と異なる外部的行為(敬意の表明の要素を含む行為)を求められることとなる場合には、当該教諭の思想及び良心の自由を制約するものであり、当該起立斉唱行為を命じた職務命令は憲法第 19 条に違反する。

エ. 「他人の名誉を毀損した者に対して被害者の名誉を回復するに適当な処分」として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずる判決は、その広告の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものにあつては、加害者の有する倫理的な意思、良心の自由を侵害するものではなく、これを強制執行することも許される。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. ア、イ、エ

【No. 24】 裁判を受ける権利に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 裁判を受ける権利を実質的に保障するため、憲法は、刑事裁判に関して、国選弁護人について規定している。また、憲法は、民事裁判に関しても、国が法律扶助を行うことを義務付けており、具体的には、総合法律支援法に基づき設立された独立行政法人「日本司法支援センター(法テラス)」が民事法律扶助業務を担っている。
2. 憲法は、民事法規については、法律がその効果を遡及せしめることを禁じていないが、裁判を受ける権利の中核である出訴の権利について、出訴期間を新法によって遡及して短縮することは、その期間が著しく不合理で実質上裁判の拒否と認められるような場合でなくとも、憲法第 32 条に違反する。
3. いかなる事由を理由に上告をすることを許容するかは審級制度の問題であって、憲法第 81 条に定める場合を除いて立法政策に委ねられているところ、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由として最高裁判所に上告をすることを許容しない民事訴訟法の規定は、憲法第 32 条に違反する。
4. 憲法第 32 条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と規定しているが、その趣旨は、国民は、憲法又は法律に定められた裁判所においてのみ裁判を受ける権利を有し、裁判所以外の機関によって裁判をされることはないことを保障したものであって、訴訟法で定める管轄権を有する具体的裁判所において裁判を受ける権利を保障したものではない。
5. 婚姻費用の分担に関する処分の審判は本質的には非訟事件であるが、当該審判に関しては、憲法第 32 条の趣旨に照らし、即時抗告により不利益な変更を受ける当事者が即時抗告の抗告状等の送付を受けるなどして反論の機会を与えられるべき相当の理由があるから、当該審判に対する抗告審が、抗告の相手方に対し抗告状及び抗告理由書の副本を送達せず、反論の機会を与えることなく不利益な判断をした場合には、同条に違反する。

【No. 25】 司法権に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 国会の両議院は、それぞれ国政調査権を有しており、国政に関連のない純粋に私的な事項を除き、国政調査権の及ぶ範囲は国政のほぼ全般にわたる。司法権との関係では、国政調査権に基づき、判決内容の当否や裁判官の訴訟指揮の仕方などに関する調査を行うことは、司法権の独立を侵害するものではないと一般に解されている。

イ. 司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。裁判所相互の上下関係は、行政機関のような指揮命令関係ではなく、それぞれの裁判所は独立して司法権を行使する。最高裁判所及び下級裁判所には、権力分立の観点から裁判所の自主性を確保するための規則制定権がそれぞれ独自に認められており、その対象は、裁判所の内部規律や司法事務処理など裁判所の自律権に関するもののほか、訴訟に関する手続など一般国民が訴訟関係者となったときに拘束されるものも含まれる。

ウ. 裁判所が扱う「一切の法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、それが法律を適用することにより終局的に解決することができるものに限られる。また、公益の保護を目的とする客観訴訟は、個人の権利利益の保護を目的とする主観訴訟とは異なり、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、具体的事件性を前提とせずに出訴することができるとされている。

エ. 司法権の範囲について、明治憲法は、民事裁判及び刑事裁判のみを司法権として通常裁判所に属せしめ、行政事件の裁判は通常裁判所とは別系統の行政裁判所の所管とした。これに対して、日本国憲法は、憲法第 76 条第 2 項で特別裁判所の設置や行政機関による終審裁判を禁止して、行政事件の裁判も含めて全ての裁判作用を司法権とし、これを通常裁判所に属するものとしている。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

これ以下は**選択問題**です。

No. **26**～No. **55** の **30 題**から**任意の 15 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 26】 我が国の行政組織と行財政改革に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 昭和 37(1962)年、第一次臨時行政調査会においてなされた内閣府の創設など多数の提言が実現した。その成果を受け昭和 56(1981)年に設置された第二次臨時行政調査会では、高福祉社会を維持するための消費税導入や三公社の民営化などの財政再建化に向けての答申がなされた。その結果、1980 年代に日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本道路公団の三公社において、国が保有する株式が全て売却され、完全民営化が果たされた。
2. 平成 8 (1996)年、橋本龍太郎内閣は行政改革会議を設置し、「増税なき財政再建」のスローガンの下、行政のスリム化・効率化を目指した。最終報告に内閣機能強化や中央省庁の大括り化等が提言され、平成 13(2001)年に中央省庁再編が行われ、厚生労働省、国土交通省、防衛省等が発足した。一方、独立行政法人制度の創設や閣議における首相の発議権の明文化は見送られ、行政のスリム化と内閣機能強化には課題が残った。
3. 平成 13(2001)年に発足した小泉純一郎内閣は、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」という小さな政府論を掲げ、地方分権を推進した。具体的には新たに合議制機関である経済財政諮問会議を創設し、国庫補助負担金削減・税源移譲・機動的な財政政策から成る三位一体の改革を実行した。その結果、地方公共団体の財政状況は大幅に改善し、地方分権化が図られた。
4. 平成 26(2014)年、内閣において幹部職員人事の一元管理等に関する事務を担うため、内閣官房に内閣人事局が新設された。この一元管理においては、幹部職員の任用について、内閣総理大臣は、適格性審査の結果確認を受けた者について幹部候補者名簿を作成し、任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている者であって適性を有すると認められる者について、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、幹部職に係る任命を行うこととされている。
5. 令和 3 (2021)年にデジタル社会の形成を目的としてデジタル庁が総務省の外局として、令和 5 (2023)年に子どもや若者が健やかに成長することのできる社会の実現を目的として子ども家庭庁が文部科学省の外局として、それぞれ設置された。両庁の長であるデジタル監と内閣府特命担当大臣は、府省横断的な課題に対応するため、関係行政機関の長に対して勧告することが可能であり、関係行政機関の長は、その勧告の内容を遵守することと規定されている。

【No. 27】 政官関係に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 一般に官僚は、政治家に比べ政策などに関して多くの情報を有している傾向にある。政治家を本人、官僚を代理人という関係で見た場合、代理人である官僚に政策形成を委ねると、官僚が、政治家との間に存在する情報の非対称性を利用して、本人である政治家の利益を損ねるエージェンシー・スラックが発生し得る。本人である政治家が、代理人である官僚の逸脱した行動を防ぐには、官僚による政策形成の手續にルールを設ける方法や、官僚に対する人事権を行使する方法などが挙げられる。
2. 真淵勝は、第二次世界大戦後の日本の官僚について、三つの類型を提示した。吏員型は、政治家の決定に忠実に従い政策を実施する官僚像である。調整型は、政治とは一線を画し政府内の省庁間調整を主たる役割とする官僚像である。国士型は、政治家や利益集団に対して超越的に振る舞う官僚像である。真淵によれば、終戦直後は吏員型の官僚が主流で、1970年代以降に調整型の官僚が登場したが、他方、国士型はこれまでほとんど見られなかったという。
3. J. アバーバックらは、1970年代のアメリカ、イギリス、フランスなどの民主主義諸国においては、政治家の仕事である利益の調整に官僚が関与することはなく、政治家と官僚の役割は厳格に区分されていると主張した。すなわち、行政国家化の進展に伴い、政治家と官僚の役割分担は、政治家と官僚の双方が政策形成を担う融合状態から、政治家が政策を作り官僚は実施に専念する分業関係へ変化すると論じた。
4. アメリカは、他の先進諸国と比べ中央政府の政治任用が多い国であり、大統領選挙のたびに各省の長官・次官などの幹部職を除く4,000以上のポストで政治任用が行われる。大統領制のアメリカでは、政治任用により多数の下院議員が行政府の中に入り、政党の政策選好を行政府の政策形成過程に強く反映させる。
5. 日本の中央政府では、政治任用に相当するポストは国务大臣、副大臣、政務官などに限られており、政治任用ポストの不足を補うため、平成12(2000)年に官民人事交流制度を設け、各省の全てのポストに民間企業などの外部人材を幅広く任用できるようになった。また、同年、国会において国务大臣を補佐する目的で政府委員制度が導入され、令和5(2023)年通常国会においても、官僚が政府委員として答弁を行うことが認められている。

【No. 28】 行政における評価・分析に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. PPBS は、政府の予算編成に際して、政策の利害関係者への影響について評価・分析を行った上で、合理的に予算編成を行おうとする制度である。PPBS は、1980 年代のイギリスで、サッチャー首相の主導により政府の予算編成に導入された。その後、イギリスの制度を参考に、PPBS は日本の省庁の予算編成過程にも導入された。
2. 日本における政策評価の導入は、国に先行する形で地方公共団体から始まった。三重県の事務事業評価はその代表的な例である。国レベルでは平成 13(2001)年に政策評価法が制定され、各府省が政策評価を実施するようになった。同年の中央省庁再編により総務省に行政評価局が設置され、各府省の実施する政策評価の点検などを行っている。
3. 独立行政法人に対しては、内閣総理大臣により中期目標が設定されており、各法人は中期目標を達成するための中期計画を策定し、自律的な組織運営が期待されている。独立行政法人には三つの類型が存在し、行政執行法人と中期目標管理法人については中期目標の期間の終了後に内閣総理大臣による評価が行われているが、国立研究開発法人についてはその業務の特性から評価は行われていない。
4. 政策評価では、政策をインプット、アウトカム、アウトプットの 3 段階に区分して捉える。インプットとは、政策形成に投入された資金・職員などの資源である。アウトカムとは、政策を実施することによる直接的な産出物である。アウトプットとは、政策が社会・経済に与えた影響・効果である。アウトプットは正確な測定が難しいため、実際の評価ではインプットや、アウトカムで代替することがある。
5. 近年、国と地方公共団体の双方において、EBPM の取組が進められている。EBPM とは、Evidence-based Public Management の略称で、証拠に基づく公共経営のことである。EBPM では、科学的な証拠やデータに基づいて政策を選択することが目指されている。ナッジは EBPM の代表例であり、政策の対象を実験群と統制群の二つのグループにランダムに振り分けて政策の効果を検証するものである。

【No. 29】 地方自治に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 地方公共団体の活動に対する国の関与については、法令上、助言・勧告、是正要求などの明文の規定がないため、しばしば国と地方公共団体の間で紛争が生じることがある。地方公共団体の活動に対する国の関与について、不服のある地方公共団体は、内閣府に審査を申し出ることができる。審査の結果、国の関与が違法であると認められた場合、国は勧告に応じて必要な措置を講じることが求められる。
2. 複数の地方公共団体が協力して処理することが適当な事務に対応するため、一部事務組合や、広域連合という特別地方公共団体が設けられている。一部事務組合とは、複数の市町村が共同でごみ処理などの事務を民間企業に委託するためのものである。広域連合とは、市町村と国の地方支分部局が連携して、広域的に処理することが適当な事務の処理に当たるためのものである。
3. 日本の地方公共団体は二元代表制を採用しており、首長と議会議員それぞれを有権者による直接選挙で選出する仕組みである。通常は議会が条例を制定するが、首長も一定の要件を満たす場合は専決処分することができる。また、議会は首長の不信任を決議することにより首長を失職させることができ、有権者も住民投票による解職請求により首長を解職することができる。
4. 地方交付税交付金制度は、全ての地方公共団体が一定水準の公共サービスを提供するために必要な財源を保障する制度である。各団体に交付される交付金の金額は、財政面でのモラルハザードを防ぐため、各団体の地方税収に比例する形で配分される。地方交付税は特定財源であり、あらかじめ特定された使途に限り交付金を使用することができる。
5. C. ティボーは、アメリカの地方自治に関して、有権者が地方議会に占める政党の議席数を比較した上で、有権者自身が支持する政党の議席数が多い地域へ移り住むとする「足による投票」を主張した。一方、C. フッドは、開発政策に積極的に取り組む都市には、低所得者層が流入するため、地方レベルでの開発政策の実施は困難であるという「都市の限界」を主張した。

【No. 30】 次のア、イ、ウの英文は、政策形成過程の理論に関する文章である。それぞれの理論の提唱者の組合せとして最も妥当なのはどれか。

ア. The limits of rationality have been seen to derive from the inability of the human mind to bring to bear upon a single decision all the aspects of value, knowledge, and behavior that would be relevant. The pattern of human choice is often more nearly a stimulus-response pattern than a choice among alternatives. Human rationality operates, then, within the limits of a psychological environment.

イ. A major feature of the garbage can process is the partial uncoupling of problems and choices. Although decision making is thought of as a process for solving problems, that is often not what happens. Problems are worked upon in the context of some choice, but choices are made only when the shifting combinations of problems, solutions, and decision makers happen to make action possible.

ウ. The separate streams of problems, policies, and politics come together at certain critical times. Solutions become joined to problems, and both of them are joined to favorable political forces. This coupling is most likely when a policy window—an opportunity to push pet proposals or one’s conceptions of problems—is open. Policy windows are opened either by the appearance of compelling problems or by happenings in the political stream. Hence, there are “problems windows” and “political windows.”

ア	イ	ウ
1. C. Lindblom	J. Kingdon	D. Waldo
2. C. Lindblom	G. Allison	J. Kingdon
3. G. Allison	J. Kingdon	D. Waldo
4. H. Simon	M. Cohen, J. March and J. Olsen	G. Allison
5. H. Simon	M. Cohen, J. March and J. Olsen	J. Kingdon

【No. 31】 次の英文は、2015 年に採択された「パリ協定」を受け、2021 年に行われた国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)で採択された成果文書「グラスゴー気候合意」の中の冒頭部及び緩和に関する内容の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A、B、C に当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

著作権の関係のため、掲載できません。

【No. 32】 次の英文は、2023 年に日本を含むいくつかの国々の首脳が会合後に発表した共同声明の一部である(一部省略又は変更している箇所がある。)。A～D に当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

Today, we met for an in-person A Leaders' Summit.

Together, we reaffirm our steadfast commitment to a B Indo-Pacific that is inclusive and resilient. The global strategic and economic environment is changing rapidly—with direct impacts on countries in the region. We believe we should navigate this time of uncertainty and opportunity together, working closely with our Indo-Pacific partners. We believe all countries have a role in contributing to regional peace, stability, and prosperity, as well as upholding international law, including the principles of sovereignty and territorial integrity, and the rules-based international order.

As Indo-Pacific countries, A partners are deeply invested in our region's success. Harnessing our collective strengths and resources, we are supporting the region's development, stability, and prosperity through our positive, practical agenda. Our work is guided by regional countries' priorities and responds to the region's needs. Respect for the leadership of regional institutions, including the C, is and will remain at the centre of our efforts.

We stand for adherence to international law, peaceful resolution of disputes and respect for principles of the D, including territorial integrity and sovereignty of all states.

A	B	C	D
1. G20	liberal and open	TPP	UN Charter
2. G7	free and open	TPP	UN General Assembly
3. G7	liberal and free	RCEP	UN Security Council
4. Quad	free and open	ASEAN	UN Charter
5. Quad	liberal and free	ASEAN	UN General Assembly

【No. 33】 次の英文は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が 2023 年に発表した Global Trends Report 2022 に関する記述である (一部省略又は変更している箇所がある。)。この報告書に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

In 2022, the number of people forcibly displaced by persecution, conflict, violence, human rights violations and events seriously disturbing public order grew by 21 per cent standing at an estimated 108.4 million at the end of the year.

ア. Of the 108.4 million forcibly displaced people^{*1}, 35.3 million were refugees who were forced to flee their countries. 62.5 million were internally displaced persons (IDPs)^{*2}, individuals displaced within the borders of their own countries. The remaining people were asylum-seekers^{*3} and others in need of international protection.

イ. At the end of 2022, 52 per cent of all refugees and other people in need of international protection came from just three countries: Syria (6.5 million), Afghanistan (5.7 million), and Mexico (5.6 million).

ウ. Low- and middle-income countries hosted 76 per cent of the world's refugees and other people in need of international protection. The Least Developed Countries provided asylum to 20 per cent of the total.

エ. The United States of America hosted nearly 3.6 million refugees, the largest population worldwide, followed by Germany with 3.4 million.

(注)^{*1} forcibly displaced people : 強制移住者

^{*2} internally displaced persons (IDPs) : 国内避難民

^{*3} asylum-seekers : 庇護希望者

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 34】 条約に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ジェノサイド条約留保事件(注1)において、国際司法裁判所は、多数国間条約に対する留保が許容されるためには、条約の他の全ての当事国が当該留保を受諾することに加え、当該留保の内容が条約の趣旨及び目的と両立するものであることが必要であるとの見解を示し、その後作成された条約法条約(注2)においても、この見解に従った規定が設けられた。
- イ. 条約法条約は、国に対する強制の結果として締結された条約は無効であると定めており、この強制には、国連憲章において禁止される武力による威嚇又は武力の行使のみならず、政治的又は経済的な圧力の行使も含まれることが一般に確立した解釈となっている。
- ウ. 条約法条約は、条約の解釈において考慮すべき要素の一つとして、条約の成立後に当事国間でなされた合意を挙げるが、その一方で、条約の成立後に当事国間で生じた慣行については、当該条約が明示的に認めている場合に限り、それを考慮することができると定めている。
- エ. 19世紀の欧州では、国家主権の絶対性と条約の拘束力とを矛盾・対立するものとして捉える見解も唱えられていたが、ウィンブルドン号事件(注3)において、常設国際司法裁判所は、国が条約の締結を通じて作為や不作為の義務を負うことは主権の放棄を意味せず、むしろ条約を締結する権能は国家主権の一つの属性にほかならないと判示した。
- オ. 環境保護分野で広く採用される枠組条約方式とは、条約の基本目的と一般義務を規定する枠組条約を作成した後に、科学的知識の進展を待って当該一般義務を具体化する基準や規則を議定書等の形で新たに採択するという方式であり、そのような枠組条約の例としてオゾン層保護条約(注4)を挙げることができる。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

(注1) ジェノサイド条約留保事件とは、「ジェノサイド条約の留保事件(国際司法裁判所)1951年5月28日勧告的意見」を指す。

(注2) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

(注3) ウィンブルドン号事件とは、「ウィンブルドン号事件(常設国際司法裁判所)1923年8月17日判決」を指す。

(注4) オゾン層保護条約とは、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」(1985年採択)を指す。

【No. 35】 海洋法に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 沿岸国の主権は、領海及びその上空並びに領海の海底及びその下に及ぶが、領海においては、外国軍艦には沿岸国の管轄権からの免除が認められる。このため、外国軍艦が領海の通航に係る沿岸国の法令を遵守しなかった場合であっても、沿岸国は当該軍艦に対していかなる要求も行うことができない。
- イ. 国連海洋法条約(注)は、海賊行為に該当するものとして、私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために公海上の他の船舶又は航空機等に対して行う全ての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為等を定めている。その上で、同条約は、海賊行為については、旗国主義の例外として、いずれの国にも、公海その他いずれの国の管轄権にも服さない場所において、海賊船舶や海賊航空機を拿捕し、自国の裁判所で処罰することを認めている。
- ウ. 排他的経済水域及び大陸棚は、いずれも沿岸国の領土の延長をなすものであるため、そこに存在する天然資源の探査・開発等に関しては、沿岸国が当然かつ原初的に、固有の主権的権利を有する。このため、沿岸国は、排他的経済水域及び大陸棚を設定するための特段の措置をとることなく、当該主権的権利を行使することができる。
- エ. 国連海洋法条約は、全ての国及び権限のある国際機関は、他国の権利及び義務を害さないことを条件に、海洋の科学的調査を実施する権利を有する旨を定めている。このため、沿岸国は、領海並びに排他的経済水域及び大陸棚において、他国又は権限のある国際機関が、専ら平和的目的で、かつ、全ての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で実施する科学的調査の計画について、通常の状態においては、同意を与えなければならない。
- オ. 国連海洋法条約上、沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から 24 海里を超えない範囲で接続水域を設定し、自国の領土又は領海内における通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反を防止するため、また、これらの法令の違反を処罰するために、当該接続水域において必要な規制を行うことができる。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

(注) 国連海洋法条約とは、「海洋法に関する国際連合条約」(1982 年採択)を指す。

【No. 36】 犯罪の国際的規制に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 国家間の犯罪人引渡しにおいて、政治犯は引渡しの対象としないことが国際慣行として定着しているが、その例外として、当該犯罪行為が普通犯罪の要素をも含んでいる場合には、政治的性質と普通犯的性質のいずれが優越するかにかかわらず、引渡しの対象となる犯罪として扱わなければならないと一般に解されている。

イ. 国際刑事裁判所(ICC)は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を行うために設立された裁判所であるため、たとえそれらの犯罪に関わる事件についていずれかの国が現に捜査又は訴追を行っていたとしても、それと同一の事件が ICC に付託された場合には、ICC は当該事件を無条件に受理し、訴追のための手続を開始しなければならない。

ウ. 1949 年ジュネーヴ諸条約(注)は、国際的武力紛争に関する規律のみならず、国際的性質を有しない武力紛争に対して適用される規律をも設けているため、政府と反政府組織の間の武力紛争における紛争当事者の行為が、これらの条約の重大な違反を構成し、国際法上の犯罪として処罰の対象となる場合もある。

エ. 国連安全保障理事会は、国家間における武力の行使又は武力による威嚇の問題を扱う機関であるため、テロ事件の容疑者の引渡拒否や、テロ行為への国家の支援など、専ら私的主体の犯罪に関わる国家の行為について、「平和に対する脅威」の存在を認定したり、強制措置をとる決定を行ったりすることはできない。

オ. 一般に、国際テロ行為を規制するための各種の多数国間条約では、犯罪行為の容疑者を領域内で発見した締約国は、その容疑者を他の関係国に引き渡さない場合には、当該犯罪行為が自国領域内で行われたか否かを問わず、自国での訴追の手続をとらなければならない旨定められており、我が国の刑法も、これらの条約に基づく国外犯の処罰を可能にするための一般規定を設けている。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

(注) 1949 年ジュネーヴ諸条約とは、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約(ジュネーヴ第 1 条約)」から「戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約(ジュネーヴ第 4 条約)」までの四つの条約(いずれも 1949 年採択)を指す。

【No. 37】 国家責任に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 国家責任は、国家に帰属する行為が国際義務に違反することによって発生する。国家に帰属する行為の主体としての国家機関には、行政府のみならず立法機関や司法機関も含まれるほか、連邦国家の州あるいは地方自治体も含まれる。加えて、ある国において、内戦や革命が起こった場合、その反乱団体による行為も、当該団体が国の新政府となったか否かにかかわらず、原則として当該国家の行為とみなされる。

イ. 外国人が在留国で国際違法行為により被害を受けた場合に、当該外国人の国籍国が自国民のために在留国の国家責任を追及することを外交的保護という。外交的保護権の行使に当たっては、被害者が被害発生時から請求の提起時まで、外交的保護権を行使する国家の国籍を有していればよく、迅速な救済を行う観点から、原則として、被害者が在留国の国内法上の救済手段を尽くしていなくても、国籍国は外交的保護権を行使することができる。

ウ. 国家責任の原因行為は、国際義務の違反であり、その国際義務の法源は、あらゆる国際法上の国家の義務を指し、それが条約上のものであるか、国際慣習法上のものであるかを問わない。また、当該行為が国際義務に違反するか否かは、国内法上で当該行為が合法とされることにより影響されない。

エ. 国際義務に違反した国は、その行為によって生じた法益侵害を救済する義務を負う。違反国は、原状回復、金銭賠償及び精神的満足(サティスファクション)の措置を行うことにより、その責任を解除することができる。このうち、精神的満足は、違反国が、違反の自認、遺憾の意の表明、公式の陳謝等の方法でこれを行うものである。また、違法行為の存在を宣言する国際裁判所の判決を得ることも、精神的満足を構成することがある。

オ. 国家に帰属する行為の国際義務違反は国家責任を生じさせるが、一定の状況下では違法性が阻却される場合がある。例えば、先行違法行為の存在又はその発生の可能性を根拠として、被害国が当該先行違法行為の帰属する国に対してとる国際義務違反の行為は、対抗措置として、その違法性が阻却され得る。そのため、被害国は、先行違法行為を行った国が当該行為を中止し、被害国に賠償を与えるよう促すことを目的とする場合だけでなく、そのような先行違法行為の発生が予見され、それを未然に防止することを目的とする場合においても、対抗措置をとることが認められる。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、エ

【No. 38】 国際紛争の平和的处理に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. In several previous decisions, the International Court of Justice has held that the Court may indicate provisional measures only if the provisions relied on by the Applicant appear, *prima facie*, to afford a basis on which its jurisdiction could be founded.

イ. In the *Certain Norwegian Loans* case^{*1}, the International Court of Justice held that where one of the parties to a dispute, in a declaration recognizing the jurisdiction of the Court as compulsory, makes a reservation excluding from the jurisdiction of the Court disputes concerning matters which the party determines to be within its own domestic jurisdiction, such reservation is invalid.

ウ. In the *Island of Palmas* case^{*2}, the Arbitrator held that in the judicial settlement of international territorial disputes, the earlier discovery of the disputed land by either party to the dispute shall, by itself, constitute a continuously valid territorial title to that land, regardless of subsequent developments in international law.

エ. Under the WTO Agreement^{*3}, even if a Member refers a dispute to the Dispute Settlement Body concerning the issue of a breach by another Member of its obligations under the Agreement, a panel to review the dispute cannot be established unless a majority of the Members, including the Respondent, agree to establish the panel.

1. ア
2. エ
3. ア、ウ
4. イ、ウ
5. イ、エ

(注)^{*1} *Certain Norwegian Loans* case : International Court of Justice, *Case of Certain Norwegian Loans (France v. Norway)*, Judgment of 6 July 1957

^{*2} *Island of Palmas* case : Permanent Court of Arbitration, *Island of Palmas (or Miangas) (The Netherlands / The United States of America)*, Award of 4 April 1928

^{*3} WTO Agreement : Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization, adopted on 15 April 1994

【No. 39】 行政手続法が規定する行政指導に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 行政指導指針は原則として意見公募手続をとって定めなければならないが、行政指導指針のうち、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるものの以外のものについては、意見公募手続をとる必要はない。
2. 地方公共団体の機関がする行政指導のうち、その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものについては、行政手続法の規定の適用はないが、その根拠となる規定が法律又は命令に置かれているものについては、行政手続法の規定が適用される。
3. 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができ、かつそれを行使する意思がある場合においてする行政指導であっても、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない旨行政手続法に規定されている。
4. 既に文書又は電磁的記録によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求める行政指導が口頭でされた場合であっても、その相手方から当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない旨行政手続法に規定されている。
5. 法令に違反する行為の是正を求める行政指導で、その根拠となる規定が法律に置かれているものの相手方は、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであっても、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。

【No. 40】 行政調査に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第 35 条第 1 項は、本来、主として刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨であるが、ある手続が刑事責任追及を目的とするものでないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に同項による保障の枠外にあると判断することは相当でない。旧所得税法に規定する質問検査は、あらかじめ裁判官の発する令状によることをその一般的要件としないため、憲法第 35 条の法意に反する。
- イ. 警察官職務執行法による職務質問に附随して行う所持品検査は、任意手段である職務質問の附随行為として許容されるのであるから、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則である。しかし、所持人の承諾のない限り所持品検査は一切許容されないと解するのは相当でなく、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合がある。
- ウ. 旧所得税法に規定する質問検査については、その範囲、程度、時期、場所等の実施の細目並びに調査の理由及び必要性の個別的、具体的な告知につき、憲法の定める適正手続の要請に基づき、法律上明文の規定が必要である。
- エ. 法人税法上、質問又は検査の権限は犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使することは許されないが、質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことによって直ちに、質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならない。
- オ. 警察官が、交通取締りの一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者等に対して必要な事項についての質問等を行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法である。

1. ア、イ、ウ
2. ア、ウ、エ
3. イ、エ、オ
4. ア、ウ、エ、オ
5. イ、ウ、エ、オ

(参考) 憲法

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

[第 2 項略]

【No. 41】 処分性に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 知事による建築許可に際し、消防法の規定に基づき消防長によりなされた当該建築許可の同意は、知事に対する行政機関相互間の行為であって、これにより国民との直接の関係においてその権利義務を形成し又はその範囲を確定する行為とは認められないことから、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

イ. 通達は、上級行政機関が関係下級行政機関及び職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものではあるが、通達の内容が、国民の権利義務に重大な関わりを持つような場合も少なくなく、一般に抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

ウ. 国税通則法に基づき還付金等を同一納税者の納付すべき国税に充当する行為については、その機能の面では民法に規定される相殺と異なるところはないが、国税通則法は、国税に関する相殺を原則として禁止する一方で、一定の場合に限って、国税局長等は充当をしなければならないとし、国税局長等のみに充当をするのに適する状態の有無、充当の順序等を判断して一方的に充当をすることを義務付けているなど、このような法規の定めやその趣旨等からすると、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

エ. 市の設置する特定の保育所の廃止のみを内容とする改正条例の制定行為については、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育の実施期間が満了するまでの間保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるとしても、普通地方公共団体の議会が行う立法作用に属するため、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

オ. 労働者災害補償保険法等に基づき労働基準監督署長が行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定について、同法は、労働福祉事業(当時)として必要な事業を行うことができることを規定しているにとどまり、また、その委任を受けた同法施行規則においても、労災就学援護費の支給の実体上の要件等は規定されておらず、行政庁が公権力の行使として一方的に決定し、取消訴訟によらなければその判断を覆すことができないとの効力が法律上与えられているということとはできないことから、当該決定は抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 42】 行政事件訴訟法の規定する無効等確認の訴えに関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 土地改良法に基づく換地処分を受けた者が、当該換地処分に基づく登記等の手続が全て終了した後に、当該換地処分の無効確認を求めた場合、その登記等の手続が全て終了し完了していれば、それに後続する処分によって損害を被るおそれはなく、また、当該換地処分の無効を前提に従前の土地の所有者として当該土地の現在の所有者とされている者に対してその所有権に基づく民事訴訟を提起することにより、その目的を達することができるから、当該換地処分の無効確認訴訟を提起することはできないとするのが判例である。

イ. 無効確認訴訟において、争われている行政処分の無効原因の主張としては、単に抽象的に処分に重大明白な瑕疵があると主張し、又は処分の取消原因が当然に無効原因を構成すると主張するだけでは足りず、処分の要件の存在を肯定する処分庁の認定に重大明白な誤認があることを具体的事実に基づいて主張しなければならないとするのが判例である。

ウ. 無効確認訴訟において処分の無効原因を主張せず、取消原因のみを主張した場合には、請求は棄却される。これは、当該訴訟が取消訴訟の出訴期間内に提起されたものであるときも同様であるとするのが判例である。

エ. 行政庁の裁量に任された行政処分の無効確認を求める訴訟においては、その無効確認を求める者において、行政庁が当該処分をするに当たってした裁量権の行使がその範囲を超え又は濫用にわたり、当該処分が違法であり、かつ、その違法が重大かつ明白であることを主張及び立証することを要するとするのが判例である。

オ. 行政事件訴訟法は、無効等確認判決に第三者効の規定を準用していないが、無効確認訴訟は実質的には単に出訴期間と不服申立前置主義の制約を受けない準取消訴訟であり、かつ、重大明白な瑕疵が存在する場合になされるのであるから、取消判決に第三者効を認めて無効等確認判決にこれを認めない理由はないとの批判もあるところ、行政事件訴訟特例法下の判例には、農地買収処分の無効確認判決において、農地売渡処分の相手方への第三者効を認め、当該相手方に農地返還、登記抹消等の義務が課されるとしたものがある。

1. ア、イ、ウ
2. ア、イ、エ
3. ア、ウ、オ
4. イ、エ、オ
5. ウ、エ、オ

【No. 43】 国家賠償法第1条に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 国会議員の立法行為又は立法不作為は、その立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合等には、例外的に、国家賠償法第1条第1項の適用上、違法の評価を受ける。

イ. 児童福祉法の規定に基づく都道府県による措置により児童養護施設に入所した児童との関係では、入所後の当該施設における養育監護は、当該施設の責任の下で行われており、都道府県のために公的な権限を行使するものとはいえないことから、当該児童に対する当該施設の職員等による養育監護行為は、都道府県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為と解することはできない。

ウ. 建築士の設計に係る建築物の計画について建築主事のする建築確認は、建築主事が職務上通常払うべき注意をもって申請書類の記載を確認していればその記載から当該計画の建築基準関係規定への不適合を発見することができたにもかかわらずその注意を怠って漫然とその不適合を看過した結果当該計画につき建築確認を行ったと認められる場合に、建築主との関係で国家賠償法第1条第1項の適用上違法となり得る。

エ. 不動産の強制競売事件における執行裁判所の処分は、関係人間の実体的権利関係との不適合が生じることがあり、この不適合は、執行手続の性質上、強制執行法に定める救済の手続により是正されることが予定されているものではあるが、権利者に損害が発生した場合には、権利者が当該救済の手続による救済を求めることを怠っていたとしても、原則として国に対してその賠償を請求することができる。

オ. 逮捕状が発付されているが、被疑者が逃亡中であるため、逮捕状の執行ができず、逮捕状の更新が繰り返されているにすぎない時点において、当該被疑者の近親者が、逮捕状の請求、発付における捜査機関又は令状発付裁判官の被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があったとする判断の違法性を主張して、国家賠償を請求することは許されない。

1. ア
2. イ、ウ
3. イ、エ
4. エ、オ
5. ア、ウ、オ

【No. 44】 権利能力・行為能力に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 未成年者Aは、法定代理人Bの同意を得ずに、自己が未成年であることを黙秘して、Cから100万円を借り受けた。この場合において、Aの他の言動などと相まって、Cが、Aは未成年者ではないとの誤信を強めたとしても、Aが詐術を用いたとされる余地はなく、Aは100万円の借受けを取り消すことができる。

イ. 被保佐人Aは、保佐人Bに対し、自己の所有する甲土地をCに譲渡することについての同意を求めたが、Bの同意を得ることができなかった。甲土地の譲渡がAの利益を害するおそれのないものである場合、家庭裁判所は、譲受人Cの請求により、Bの同意に代わる許可を付与することができる。

ウ. 胎児Aの父Bは、Aが出生する2日前に、Cが起こした交通事故により死亡した。この場合、Aは、その出生後、Cに対し不法行為に基づく損害賠償請求をすることはできない。

エ. 未成年者Aは、法定代理人Bの同意を得ずに、自己の所有する甲土地をCに譲渡した。この場合、AはBの同意を得なくともAC間の甲土地の譲渡を取り消すことができる。

オ. 被保佐人Aは、保佐人Bの同意を得ずに、自己の所有する甲土地をCに売却する契約をCとの間で締結した。その後、Aが能力を回復し、保佐開始の審判が取り消された上で、Aは当該契約に基づいて甲土地をCに引き渡した。この場合、Aは当該契約を取り消すことができない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. エ、オ

(参考) 民法

(制限行為能力者の詐術)

第21条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

【No. 45】 即時取得に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aの所有する土木機械をBが盗み、その後、当該土木機械が盗品であることについて善意無過失のCが中古土木機械の販売業を営むDから当該土木機械を購入したが、盗難から1年半後にCはAから当該土木機械の返還請求を受けた。この場合において、Cは、Aから代価の弁償を受けるまでは当該土木機械の引渡しを拒否することができるが、当該土木機械を使用収益することはできない。

イ. Aは、BがCから預かっていた発電機を、Bが所有者であると過失なく信じて購入したが、持ち帰ることができなかったため、Bに一時的に保管を依頼し、Bは以後Aのために当該発電機を占有する意思を表明した。この場合において、善意無過失の判断基準時を占有取得時とする見解によれば、Aが、当該発電機の現実の引渡しを受ける前に、Bがその所有者でないことを知ったときは、その後にBから当該発電機の現実の引渡しを受けたとしても、Aが即時取得により当該発電機の所有権を取得することはできない。

ウ. Aは、道路運送車両法による登録を抹消された自動車をBから預かっていた。Aは、Cから金銭の貸付けを受ける際、当該自動車をCに質入れし、Cは、Aが当該自動車の所有者であると過失なく信じて、現実の引渡しを受けた。この場合、Cは即時取得により当該自動車の質権を取得する。

エ. Aは、Bから代理権を授与された事実はないのに、Bの代理人と偽ってB所有のデジタルカメラをCに売却した。Cは、Aに代理権があると過失なく信じて、Aから当該デジタルカメラの現実の引渡しを受けた。この場合、Cは即時取得により当該デジタルカメラの所有権を取得する。

オ. Aは、Bから腕時計を預かって保管していた。その後、Aが死亡し、Aの唯一の相続人Cは、Aが当該腕時計の所有者であると過失なく信じて、現実の当該腕時計の占有を始めた。この場合、Cは即時取得により当該腕時計の所有権を取得する。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 46】 民法上の契約の成立に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア．契約は、承諾の意思表示が相手方に到達した時に初めて成立するので、承諾の意思表示が発信され、到達する前に承諾をした者が死亡した場合には、その契約は成立しない。

イ．契約の申込みに対し、相手方が申込みの内容に条件を付して承諾をしたときは、申込者が遅滞なくその条件に異議を申し立てない限り、その条件を付した承諾の内容どおりに契約が成立したものとみなされる。

ウ．事業のために負担した貸金債務を主たる債務とする保証契約で、保証人が個人であるものは、原則として、その契約の締結に先立ち、その締結日前 1 か月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、無効である。

エ．承諾の期間を定めなかった申込みは、原則として、相手方の承諾が到達するまでは、いつでも撤回することができる。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 47】 ある消費者は、一定の所得の下、効用が最大となるように X 財と Y 財の消費量を決める。この消費者の効用関数は以下のように与えられる。

$$u = xy$$

(u : 効用水準、 x : X 財の消費量、 y : Y 財の消費量)

当初、この消費者の所得は 60 であり、 X 財の価格は 5、 Y 財の価格は 10 であった。

いま、 X 財の価格は変化せず、 Y 財の価格が 40 に上昇したとする。このとき、この消費者が Y 財の価格上昇前と同じ効用水準を達成するために必要な所得の増加分として最も妥当なのはどれか。

1. 30
2. 60
3. 90
4. 120
5. 240

【No. 48】 ある企業の費用関数は以下のように与えられる。

$$C(x) = x^3 - 2x^2 + 10x + 36$$

ここで、 $x(>0)$ は生産量を表し、固定費用は全てサunkコストであるとする。

この企業がプライス・テイカーとして行動するとき、(1)損益分岐価格と(2)生産中止価格(操業停止価格)の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- | | (1) | (2) |
|----|-----|-----|
| 1. | 25 | 25 |
| 2. | 25 | 9 |
| 3. | 16 | 9 |
| 4. | 16 | 4 |
| 5. | 9 | 4 |

【No. 49】 海外部門の存在しない以下のマクロ経済モデルを考える。

$$\text{財市場均衡条件： } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数： } C = 4 + 0.7Y$$

$$\text{投資関数： } I = 15 - 20r$$

$$\text{政府支出： } G = 3$$

$$\text{貨幣市場均衡条件： } \frac{M}{P} = L$$

$$\text{名目貨幣供給量： } M = 100$$

$$\text{実質貨幣需要： } L = 0.5Y - 50r$$

(Y ：実質国内総生産、 r ：利子率、 P ：物価水準)

また、この経済は常に完全雇用の状況にあるとし、完全雇用における実質国内総生産を 60 とする。

いま、この状況において名目貨幣供給量が 20 だけ増え、 $M = 120$ になったとする。この変化に伴い物価が変化する量を ΔP 、利子率が変化する量を Δr とする。 ΔP と Δr の組合せ $(\Delta P, \Delta r)$ として最も妥当なのはどれか。

1. $(\Delta P, \Delta r) = (-1, -0.2)$
2. $(\Delta P, \Delta r) = (0, 0.1)$
3. $(\Delta P, \Delta r) = (1, 0)$
4. $(\Delta P, \Delta r) = (2, 0)$
5. $(\Delta P, \Delta r) = (2, 0.1)$

【No. 50】 ある財の市場における家計、企業及び政府の三つの経済主体を考える。完全競争の仮定の下で、政府により、納税義務者を企業として従量税が課された場合に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. 供給曲線が右上がり、需要曲線が右下がりの形状であるとき、課税による消費者余剰の減少分と生産者余剰の減少分の合計は、政府の税収を上回っている。
- B. 供給曲線が右上がり、需要曲線が右下がりの形状であるとき、課税後の消費者余剰と生産者余剰の合計は、政府の税収を上回っている。
- C. 供給の価格弾力性が無限大であり、また、需要曲線が右下がりの形状であるとき、課税後に家計が直面する価格は上昇するとともに、租税負担は全て家計が負う。
- D. 需要の価格弾力性がゼロであり、また、供給曲線が右上がりの形状であるとき、課税後に家計が直面する価格は上昇するものの、租税負担は全て企業が負う。

- 1. A、C
- 2. A、D
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. C、D

【No. 51】 我が国の財政制度に関する A～E の記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 間接税とは、納税義務者と担税者が一致することを立法者が予定している税のことであり、消費税や酒税、たばこ税、相続税などがこれに該当する。このうち、消費税についてみると、小売段階の取引に対してのみ課税が行われ、生産や卸売の段階の取引に対しては課税が行われない。
- B. 財政法第 4 条第 1 項ただし書は、公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てる場合にのみ公債を発行し又は借入金をなすことができると定めており、この規定により発行される国債を、一般に赤字国債という。また、公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。
- C. 会計年度独立の原則は、財政法第 12 条で規定され、ある会計年度の支出(歳出)は、当該会計年度の収入(歳入)によって賄われなければならないという原則である。また、予算の単年度主義は、憲法第 86 条で規定され、予算は毎会計年度これを作成し、国会の議決を経なければならないという考え方である。
- D. 工事、製造その他の事業で、完成に数年度を要するものについて、経費の総額及び年割額(毎年度の支出見込額)を定め、あらかじめ国会の議決を経て、数年度にわたって支出するものを継続費という。
- E. 地方交付税は、税源の偏在からくる地方団体間の財政力格差を調整する機能と、財政力の弱い地方団体であっても一定水準の行政サービスを行うことができるよう、必要な財源を保障する機能を持つ。

- 1. A、B
- 2. A、D
- 3. B、C、E
- 4. C、D、E
- 5. D、E

【No. 52】 我が国の財政事情に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. 令和5年度の一般会計当初予算についてみると、その規模は、新型コロナウイルス感染症対策予備費が廃止された一方で、防衛関係費などが増加したことから、前年度に続き110兆円を上回っている。また、令和5年度の一般会計当初予算のうち、地方交付税交付金等についてみると、デジタル化や脱炭素化の推進等に対応するために25兆円以上が確保されている。
- B. 令和5年度の一般会計当初予算における歳出のうち、社会保障関係費についてみると、薬価改定の実施により、実勢価格の下落を反映して国民負担を軽減するなどの取組により、前年度からの増加額は1兆円を下回っている。
- C. 令和5年度の一般会計当初予算における歳出のうち、防衛関係費についてみると、防衛力を抜本的に強化するために、防衛力強化資金として7兆円以上を税収から新たに確保したことなどの影響により、防衛力強化資金繰入れを含めた額は前年度と比較して3倍以上となっている。
- D. 令和5年度の一般会計当初予算における歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、前年度と比較して、所得税や消費税などが増加したことから、約70兆円となっている。また、公債金についてみると、前年度と比較して建設公債が増加した一方、赤字公債が減少した結果、公債金全体では1兆円以上減少している。

- 1. A、B
- 2. A、C
- 3. A、D
- 4. B、C
- 5. B、D

【No. 53】 海外部門の存在しない以下のマクロ経済モデルを考える。

$$Y = C + I + G$$

$$C = 50 + 0.75Y$$

$$I = 200 - 1000r$$

$$\frac{M}{P} = 100 + 0.25Y - 1000r$$

$$\left(\begin{array}{l} Y: \text{国民所得、} C: \text{消費、} I: \text{投資、} G: \text{政府支出、} r: \text{利子率} \\ M: \text{名目貨幣残高、} P: \text{物価水準} \end{array} \right)$$

ここで、 $G = 100$ 、 $P = 1$ 、 $M = 350$ とする。

いま、財政政策に伴って政府支出 G が 30 だけ増加したとする。このとき、クラウディングアウトによる投資 I の減少分として最も妥当なのはどれか。

1. 5
2. 10
3. 15
4. 30
5. 60

【No. 54】 ある財の市場の需要関数と供給関数が以下のように与えられる。

$$d = 1800 - 25p$$

$$s = 55p - 3000$$

(d : 需要量、 s : 供給量、 p : 価格)

この財に 10 % の従価税が課されるとき、市場均衡における取引量として最も妥当なのはどれか。

1. 100
2. 200
3. 300
4. 400
5. 500

【No. 55】 2 財(私的財と公共財)と 2 個人(A、B)からなる経済において、各個人の効用は 2 財の消費量に依存する。2 人の効用関数は同一であり、以下のように与えられる。

$$u = xz$$

(u : 効用水準、 x : 私的財の消費量、 z : 公共財の消費量)

個人 A、B は当初、私的財だけを持っており、その保有量は、個人 A が 12、個人 B が 8 である。

この経済においては、政府が 2 個人から私的財を徴収し、それを全て用いて公共財を生産するものとする。その生産関数は以下のように与えられる。

$$z = 4y$$

(y : 私的財の量、 z : 公共財の量)

この経済のリンダール均衡における公共財の生産量として最も妥当なのはどれか。

1. 12
2. 20
3. 40
4. 48
5. 60

No. 56～No. 105 はコース B (人文系) の必須問題、選択問題です。

このうち、No. 56～No. 75 は**必須問題**です。これらの問題については、**全て解答**してください。

No. 76～No. 105 は**選択問題**です。これらの問題から**任意の 15 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 56】 西洋哲学の源流に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 西洋哲学の源流は、オルフェウス教に影響を受けたピュタゴラスの哲学とされる。彼は、数学・幾何学だけでなく、数を原理とした世界解釈を展開した。ピュタゴラスの教団に属したソクラテス、プラトン、アリストテレスもピュタゴラスの世界解釈を継承し、数学・幾何学・天文学・政治学などの学問体系を構築した。
2. 西洋哲学の源流は、ミレトスで起こったタレスに始まる自然哲学に加え、アテナイのソクラテスの問答による、知恵を愛する営みとしての哲学とされる。プラトンはソクラテスの問答を対話篇という形で後世に伝え、また、プラトンの学校であるアカデメイアで学んだアリストテレスはリュケイオンを創設し、後の論理学・哲学・倫理学などの学問の礎を築いた。
3. 西洋哲学の源流は、キリスト教の論争下で構築されたキリスト教神学とされ、キリスト教以前には哲学と言えるものは存在しない。オリゲネスなどの古代教父やアウグスティヌス、トマス＝アキナス、ウィリアム＝オブ＝オッカムらは、人間はただ神の与える恩寵によってのみ救われるとして、キリスト教神学を構築した。
4. 西洋哲学の源流は、古代ギリシアの科学的思考とされる。万物の^{アルケー}始源をめぐる探求が行き着いたのは、感覚される世界が真の姿だと考えることなく、見ることも聞くことも触ることもできない物質の最小単位であるアトムの離合集散により万物を説明するエンペドクレスらの原子論であり、現代物理学や倫理学にも影響を与えている。
5. 西洋哲学の源流は、ソクラテスの哲学とされる。ソクラテスは「万物の尺度は人間である」とし、神話的・宗教的世界観にとらわれていた古代において、人間中心主義を初めて説いた哲学者である。これは民主主義という思想であり、正義は神などの絶対的存在により決定されるのではなく、民会の合議により決定されるとする哲学である。

【No. 57】 鎌倉時代の日本仏教に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 法然は、末法の時代に人がどのように救われるかを考えて専修念仏を提唱した。末法の時代とは、ブツダの教えが失われてしまった時代のことである。法然は、自力の修行は困難であるが、心に阿弥陀仏と浄土を思い描いて口に「南無阿弥陀仏」と称える念仏さえ行えば、それによって、人は阿弥陀仏の力にあずかり、救われると説いた。
2. 親鸞は、悪人正機を説いた。悪人とは自分が悪人であるという自覚を持つ者のことである。自分が悪人であるという自覚のない善人は、修行を怠りがちであるため、往生することが困難である。それに対し悪人は、自分が悪人であるという自覚によって絶えず自分を戒め、修行に励むため、善人よりも容易に往生することができる、と親鸞は説いた。
3. 道元は、日本における禅宗の展開に大きな影響を与えた。禅宗は経典の文字以上に坐禅を重んじた。道元はそれを徹底して只管打坐を提唱し、修行者に、ひたすら坐禅に打ち込むことを求めた。しかしそれとともに、食事の準備など日常生活に心を用いることも非常に重要であると説いた。
4. 日蓮は、『法華経』を重んじた。『法華経』には一乗思想が説かれているが、「一乗」とは唯一の乗り物を意味する。従来種々の教えが悟りに至る乗り物として説かれてきたが、一乗思想によれば、それらは人を悟りに導くことのない教えである。一乗思想では、真の教え、すなわち真の乗り物は唯一であり、それは『法華経』において初めて説かれたものであるとされる。
5. 一遍は時宗を開宗し、多くの人々に教えを広めるために踊念仏を行った。時宗の寺院が建立されると、一遍はその寺院にて、訪れた人々の安心を確かなものとするために「南無阿弥陀仏」と記した念仏札を配った。名号を称えなくても信心さえあれば救われると説く一遍の教えは、当時社会の下層に置かれていた人々にも広く受け入れられた。

【No. 58】 以下の枠内の各文は、人間の知識・認識に関わる近現代の有名な哲学的言説である。枠内各文の下線部に関する〈説明〉として最も妥当なのはどれか。

1. 人間の知識と力とはひとつに合一する、原因を知らなくては結果を生ぜしめないから。とい
うのは自然とは、これに従うことによらなくては征服されないからである。そして[知的な]
考察において原因にあたるものは、[実地の]作業ではルールにあたる

〈説明〉 人間は、先入見を排して自然を観察することによって自然の法則を知ることができる。そして、自然の法則を知ることができれば、その法則に関する知識を使って、自然を人間の福祉のために利用することができるようになる。

2. そして「私は考える、ゆえに私は存在する[我思う、ゆえに我あり]」というこの真理は、・・・
堅固で確実なのを認め、この真理を、求めていた哲学の第一原理として、ためらうことなく
受け入れられる、と判断した

〈説明〉 私たち人間は自然の中で最も弱い存在者だが、考える力を持っており、それを使って、自分が最も弱い存在者であること、自然全体が人間自身に優越しているを知ることができるという点で、他の存在者よりも優れている。それゆえ、人間存在の基盤は考えることにある。

3.

著作権の関係のため、掲載できません。

〈説明〉 人間の心には生得的な知識は備わっていないが、出生後に周囲の人々と接触することによって言語を習得し、音声としての言語を聞き文字を見ることによって既存の概念を受容し、その概念を組み合わせることによって、心の中に知識が形成されていく。

4. 物は、我々のそとにある対象であると同時に、また我々の感官の対象として我々に与えられ
ている。しかし物自体がなんであるかということについては、我々は何も知らない、我々は
ただ物自体の現われであるところの現象がいかなるものであるかを知るにすぎない

〈説明〉 私たち人間は感覚器官を通じて心の外にある物を対象として認識するが、感覚器官が捉えるのは常に特定の観点から見た物の性質だけであり、その物がそれ自体で何であることを認識することはできず、それを認識するためには知性や理性が必要である。

5. 真理について、「それは真理であるから有用である」ともいえるし、また「それは有用である
から真理である」ともいえる。これら二つのいい方は正確に同じことを、すなわち、これこ
そ充足され真理化されうる観念だ、ということを意味している

〈説明〉 ある知識が真であるか偽であるかの基準は、その知識がその対象と一致するかどうか、その知識がほかの知識と整合的であるかどうかに加えて、その知識が科学技術を発展させ、人類全体の福祉の向上に役立つかどうかである。

【No. 59】 ゲノム編集に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 2020年に「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」がWHO総会で採択された。この宣言では、何人も遺伝的特徴のいかに問わず、その尊厳と人権や、独自性と多様性が尊重されることが定められているが、同時に、遺伝に基づく疾病、特に世界の多くの人々が罹患する重篤な病気(難病)の予防及び治療のための研究の場合には、この限りではないとされている。
2. ゲノム編集とは、ゲノムの任意の部分を削除、置換、編集する技術である。生殖細胞に働きかけることも、自身の体細胞を操作することも可能である。技術面では、ゲノム編集の失敗や後遺症を克服し安全性を確立したとして、2010年に二人の研究者がノーベル生理学・医学賞を受賞した。
3. 2018年に中国でHIVが遺伝しないようにゲノム編集を施された双子が出産され、特定の性質を子に引き継がない方法の実践として、世界から称賛された。2010年の段階で中国は数十人の患者にゲノム編集を施した治療を行っており、ゲノム編集児の出産に対しても、中国政府は研究を奨励していた。
4. 2015年の第1回ヒトゲノム編集国際サミットでは、生殖系細胞の改変に関するゲノム編集の課題として、遺伝子改変の有害な結果を予想する難しさ、個人のみならず将来の世代への影響を考える義務、一度人間集団に導入した改変を元に戻すことは難しいという事実、人間の進化を意図的に変更することについての倫理的検討などが挙げられた。
5. ゲノム編集によって、人間の能力を増強することができる。これはエンパワーメントと呼ばれ、例えば、この技術により、親が思い通りのデザイナーベビーを生むことや、運動選手が自身の身体能力を増強することができる。これらについては、自己決定権の範囲内で個人の幸福を追求するものであるため、倫理的に問題がないとされている。

【No. 60】 近世以降の北海道・沖縄の歴史に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 徳川家康からアイヌとの交易独占権を保障された松前氏は、蝦夷地に居住するアイヌの人々との交易権を家臣に与える商場知行制を採用した。その後、ロシアの南下に脅威を感じた幕府は、蝦夷地を直轄にして松前奉行に支配させたが、幕末、日露和親条約が結ばれ、千島列島の択捉島以南は日本領、得撫島以北はロシア領、樺太は両国の雑居地とされた。
2. 江戸時代における琉球王国は、薩摩藩島津氏の支配下にあると同時に、中国大陸の清朝にも朝貢して冊封体制下に入っていた。明治時代になり版籍奉還によって薩摩藩が消滅すると、新政府は琉球藩を設置し、琉球国王であった尚泰を藩主とした。その後、廃藩置県によって琉球藩が沖縄県に改められると、旧来の土地・租税・地方制度は否定されることになった。
3. 明治政府は、箱館の五稜郭を拠点に抵抗を続けた榎本武揚らを降伏させると、北海道の開発を目的として開拓使を置いた。開拓使は、日露戦争が終結するまで、官営工場の設立、鉄道の敷設、炭鉱の開発などを推進する役割を担った。日露戦争の講和条約であるポーツマス条約では、樺太の全土が日本の領土となったが、第二次世界大戦の際にソ連によって占拠され、戦後、日本はサンフランシスコ平和条約に調印した結果、領有を放棄した。
4. ミッドウェー海戦での敗北により、日本の絶対国防圏が崩壊すると、アメリカ軍は日本本土を直接空襲できるようになった。アメリカ軍は沖縄にも大規模な空襲を行い、やがて沖縄全土への上陸作戦を開始し、島民を巻き込む激しい地上戦が展開された。この沖縄での戦闘には女学校の生徒が女子挺身隊として動員され、前線で多くの者が犠牲となった。
5. サンフランシスコ平和条約が締結され、日本が独立国としての主権を回復した後も、奄美・小笠原と合わせ、沖縄はアメリカの施政下に置かれ続けた。朝鮮戦争の際に沖縄は基地となり、それへの反発から祖国復帰運動が盛り上がった。佐藤＝ローズヴェルト会談において沖縄返還協定が結ばれ、沖縄は日本への復帰を果たすことになったが、アメリカ軍基地はそのまま存続することになった。

【No. 61】 第一次世界大戦直後のアジア・アフリカの民族運動に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 1910年の日本による併合後、内地延長主義に基づく文化政治が行われた朝鮮では、1919年3月に宗教団体や学生を中心としてソウルで三・一独立運動が勃発した。朝鮮内外に拡大したこの運動に衝撃を受けた日本は、以後朝鮮統治の方針を転換し、憲兵警察制度を設置するなど武断政治と呼ばれる強権的な統治を行った。
2. 中国では、パリ講和会議において二十一カ条要求の撤回と山東におけるドイツ権益の返還が拒否されたことを契機に、これに抗議する学生らが1919年5月に北京で五・四運動を開始した。商店主や労働者なども巻き込んで運動が中国各地に拡大すると、袁世凱が率いる北京の中華民国政府はこの運動を厳しく弾圧し、ヴェルサイユ条約への調印を強行した。
3. 第一次世界大戦に敗れた後、連合国により分割占領されたオスマン帝国では、バルカン半島で抵抗運動を組織したムスタファ＝ケマルが、同地に侵攻するアルメニア軍とギリシア軍を破った。その後、彼はカリフ制を廃止してオスマン帝国を滅ぼすと、連合国との間でローザンヌ条約を結び、トルコ共和国を建国した。
4. 第一次世界大戦後のインドでは、敗戦により存亡の機に瀕していたオスマン帝国のカリフ制を擁護する運動がムスリムの間で起きた。この運動は、ローラット法の内容に反発するガンディーが主導したインド国民会議と結び付いたことで、宗派の垣根をこえた反英運動としての性格を帯びた。
5. 1914年以降、イギリスの保護国となっていたエジプトでは、エジプト代表も参加したパリ講和会議で独立が拒否されたことへの反発から、後に1919年革命と呼ばれる反英運動が全土に広がった。この革命の勃発後、保護国体制の維持を断念したイギリスはセーヴル条約を結び、エジプトの独立を認めた。

【No. 62】 民族や人種を理由とした迫害や虐殺に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 冷戦後のユーゴスラビアでは、連邦を構成する二つの共和国クロアチアとスロベニアが分離独立を宣言し、内戦が勃発した。その後、連邦を擁護するセルビア人と、独立を志向するブルガリア人やクロアチア人が対立したボスニア内戦、セルビア人とアルバニア人が対立したコソボ紛争へと続いた。この過程では、対立民族の虐殺など「民族浄化」が行われ、セルビアの指導者チャウシェスクは国際戦犯裁判にかけられた。
2. 20 世紀初頭、イギリス帝国主義の下で自治領南アフリカ連邦が成立した。この自治領では、アフリカ系の人々が土地取得に制限を課せられるジム＝クロウ法などによる人種隔離政策が導入された。第二次世界大戦後には反対運動が展開されたが、これに参加したマンデラは終身刑の判決を受け、長らく獄中に置かれた。ムバラク政権が人種差別的な諸法を廃止するなど改革に乗り出した後、マンデラは大統領に選出された。
3. 19 世紀後半のヨーロッパ各地では、ユダヤ人迫害が度々みられた。フランスでは、ユダヤ系軍人ドレフュスが、ドイツのスパイ容疑で終身刑を宣告されたが、後に冤罪事件であることが明らかとなった。ロシアでは、貧困などの社会的不満がユダヤ人に向けられ、虐殺や略奪が度々起こった。このようなユダヤ人迫害は、組織的虐殺・略奪を意味するロシア語の言葉から、「ポグロム」と呼ばれる。
4. ナチ党が政権を奪取したドイツでは、秘密警察や親衛隊などによって、人種を理由とした迫害が公然と行われた。迫害は、1941 年のポーランド侵攻開始以後、より苛烈なものとなった。ドイツの占領地では、工業資源や食料が奪われ、数百万人の人々がドイツに連行された。特に、ユダヤ人はアウシュヴィッツなどのドイツ国内の収容所で殺害された。また、ロマと呼ばれる定住生活を行わない人々も迫害の対象となった。
5. ヨーロッパから白人が入植した当初、北米には先住民たちが暮らしていた。しかし、19 世紀前半のアメリカ大統領ジャクソンは、先住民をコロラド川以西に設定した保留地に強制的に移住させる強制移住法を制定した。その後、議会で認められた権利を意味する「マニフェスト＝デスティニー」という標語の下で先住民への迫害は続いた。19 世紀後半には、先住民諸部族は武力抵抗を行ったものの、その人口は大きく減少した。

【No. 63】 産業革命に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. イギリスで産業革命が起こった背景には、15 世紀末以降のインド航路の開発によるインド産綿織物の輸入、科学革命によって醸成された発明の文化、18 世紀におけるドイツとの植民地獲得競争での勝利などが挙げられる。特に、七年戦争後に、本国イギリス・アフリカ西部・マラッカ海峡をつなぐ三角貿易を確立し、プランテーションでの奴隷労働による砂糖の生産などで大きな利潤を得たことは、産業革命の原動力となった。
2. 明治維新後の日本では、官営事業における欧米の技術の導入、生糸や蚕種の品質向上のための政策を軸とした殖産興業の必要性が主張された。これに関連し、工部省が内国勸業博覧会を開催した。1880 年代からは輸入綿花を用いた紡績業が盛んになり、生糸の生産が各地で発展した。しかし、この生産体制の財政上の問題点が指摘され、生糸の輸入推進が重視されることになった。
3. 1870 年代以降のヨーロッパでは、重化学工業や電機工業を軸とした第二次産業革命が起こった。これらの産業は巨額の資本を必要としたが、銀行による融資は進まず政府が資金を提供した。大量の原料調達を必要とする産業上の性格から植民地獲得が重要視され、ヴィルヘルム 2 世治世期のドイツでは、「世界政策」の下で海軍が増強された。また、アメリカは、米西戦争の勝利によるソロモン諸島の獲得など領土拡大を進めた。
4. 産業革命が進んだ日本では、三菱は長崎造船所や佐渡鉱山を、三井は富岡製糸場や足尾銅山を、払下げによって獲得するなど、造船業や鉱業において政商と呼ばれた資本家たちが官営事業の払下げを契機として事業を拡大した。こうした動きの中で、三井・三菱・住友・安田など、持株会社が多業種を傘下に収めて経営する財閥が形成された。財閥は、第二次世界大戦後まもなく解体が進められたが、1960 年代まで独占禁止法は制定されなかった。
5. 産業革命下のヨーロッパでは、経済の発展と並行して経済格差と生活環境の悪化が問題となった。特に、マンチェスターやバーミンガムなどの工業都市では、劣悪な住宅環境や、大気汚染、コレラなどの疫病の流行がみられた。機械による生産体制の拡大は、ラダイト運動のような労働者の抗議運動を度々招いた。19 世紀末の日本においても、低賃金・長時間労働の問題からストライキが起き、労働組合期成会が結成された。

【No. 64】 日本の自然主義文学に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 19世紀の西欧を席卷した自然主義文学は、人間の精神性を重視するロマン主義の反動として現れ、日常生活から離れた大自然に題材を求める傾向が強かった。日本の自然主義の作家たちもこの傾向を受け継ぎ、自然の情景を正確に写し取っていくことが重視された。彼らは「描写」を重視し、正岡子規の「写生」の理念を継承し、郷里の風物や、過酷な自然環境を正確に表すことに努めた。
2. 田山花袋の『蒲団』は、西欧の自然主義文学の実践として文壇に大きな影響を及ぼした。自身の実生活から題材を取ったため、結果的に『蒲団』は、田山の実生活の大胆な「告白」としてセンセーショナルな反響を呼ぶことになった。本来ロマン主義文学の理念である「告白」の自己主張的な要素が、ロマン主義とは異なる理念に基づく自然主義文学に表出している点に、日本の特色がある。
3. 島崎藤村の『破戒』は自然主義文学の先駆けとして知られているが、社会の不当な差別に苦しむ主人公の姿が島崎自身の実生活を基にしていたため、自然主義は作者の実生活を正確に描くべきであるという先入観を生むことになった。正宗白鳥、徳田秋声らほかの自然主義の作家たちはこれに反発し、進んで社会的な差別問題を扱い、以後は次第に「私小説」から脱皮していった。
4. 日本の自然主義の作家たちの多くは封建的な「家」の桎梏^{しごく}に反発し、郷里を出奔して上京し、貧困や病に苦しみながら執筆活動を続けたため、彼らの作風は次第に厭世的な色彩を強めるようになった。例えば、泉鏡花が次第に実生活を素材にした「私小説」に傾斜するようになったこと、また、国木田独歩が自然主義に出発しながら、怪奇的なロマンに傾斜し、近代の物質文明批判を展開するようになったことなどが挙げられる。
5. 日本の自然主義は西欧のそれと同様、科学的な実証精神をさながらに体現するものであったため、こうした在り方に対する反発から、「無理想・無解決」を標榜する反自然主義の作家たちが次々に登場した。永井荷風、谷崎潤一郎、芥川龍之介らに共通するのは、特定の理念や主義主張を掲げたり作品の結末に劇的な解決を与えたりせず、日常生活をありのままに再現し、客観的で平明な描写を目指す点にあった。

【No. 65】 19世紀のイギリス小説に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. シャーロット・ブロンテは、スコットランドのハワースの牧師館で育った。その代表作『嵐が丘』は、アーンショー家に連れてこられた素性の知れないヒースクリフがこの家の娘キャサリンと意気投合するが、彼女との仲を引き裂かれたため復讐を行う物語であり、彼はやがて生きる気力を失い謎の死を遂げる。
2. チャールズ・ディケンズは、初期の作品では社会悪を痛烈に告発しても楽天的な希望と明るい笑いを失わなかったが、後期の作品では社会改革への絶望を深めた。『闇の奥』において、彼は、結婚の破綻、学者になる夢の挫折、子供の自殺などの不幸に見舞われる貧しい石工の悲劇的人生を生々しく描き出し、同時代の社会の因襲に対する徹底的な批判を行った。
3. ジョージ・エリオットは、『イエスの生涯』をドイツ語から翻訳した知性的なリアリズム作家である。四つのプロットを交差させながら架空の地方都市の全体像を描き出した小説『ミドルマーチ』は、年上の学者牧師と結婚して失望する女性や、俗物の妻のために医療改革の夢を諦める医師を通して、自己中心性をめぐって葛藤する人間の姿を描いている。
4. トマス・ハーディは、ヴィクトリア時代のリアリズム小説の最後の大作家であり、その多くの作品の舞台を、出身地ウェールズをモデルとした架空の地方「ウェセックス」に設定した。この土地の風景との緊密な関係がうかがえる、彼の小説『デイヴィッド・コパフィールド』は、幸福な幼少期を過ごした主人公が妻の死など多くの苦難を経験した後に、最後は国民的作家となって幸福を得る自伝的色彩の強い小説である。
5. オスカー・ワイルドは、19世紀末を代表する文学者であり、詩、演劇、批評の作品も残している。『ジークル博士とハイド氏』とともに彼の小説の代表作である『ドリアン・グレイの肖像』は、ベルギー領コンゴを舞台に、ヨーロッパ人が現地の富を収奪し理性を失っていくさまを描き、ポストコロニアル的状况において幾度となく読み直され、批判と再評価を受ける作品となった。

【No. 66】 西洋の画家とその作品A～Eに関する記述として最も妥当なのはどれか。

A



B



C



著作権の関係のため、掲載できません。

E



1. Aはヨハネス・フェルメールが描いた《真珠の耳飾りの少女》という作品である。フェルメールは18世紀オランダのデルフトに生まれ活動した画家で、静謐な室内画で知られる。Aでは、少女の耳元の真珠が輝くように描かれ画面のポイントになっているが、こうした細部の繊細な表現は、フェルメールの特徴といえる。本作は、レンブラントの作品とともにロココ絵画の代表作となっている。
2. Bはクロード・モネが描いた《印象、日の出》という作品である。モネは19世紀パリに生まれ、ピサロやルノワールとともに印象派の様式を確立したことで知られる。Bでは、太陽が昇った束の間の情景が、小さなタッチでスケッチ風に捉えられている。モネはこのような瞬時の印象として風景を捉えるための手法を展開し、後には、ジヴェルニーの自宅にしつらえた日本風庭園で「睡蓮」を主題に描いた。
3. Cはフィンセント・ファン・ゴッホが描いた《種をまく人》という作品である。ゴッホは19世紀パリに生まれ、晩年は南フランスを拠点に描き、「ひまわり」をテーマにした代表作等で知られる。Cでは、ミレーの描いた作品をもとにしながらも、力強いタッチと強烈な色彩で、堂々たる農民の姿を描き上げ独自の画風をみせている。その作風はクールベらとともにポスト印象派として知られる。
4. Dはパブロ・ピカソが描いた《ドラ・マールの肖像》という作品である。ピカソはスペインに生まれ、現代アートの展開に大きな影響を与えた画家として知られる。Dでは、女性の鼻は二つあるようにも見え、目は左右で正面向き、横向きと異なる角度から捉えられているかのようなのである。多視点からの図像を組み合わせたフォーヴィスムと呼ばれるこの手法は、マティスらがキュビズムの芸術を生み出す要因となった。
5. Eはアンディ・ウォーホルによる《マリリン・ディプティック》という作品である。ウォーホルはアメリカに生まれ、大衆文化を主題に、抽象表現主義と呼ばれるアートを多数手がけた。Eでは、マリリン・モンローの図像を反復することで大量消費文化を表現している。ほかにも「コカ・コーラ」や「スープ缶」、「ブリロボックス」など日常品をモチーフに、ロイ・リキテンスタインとともに1920年代の社会を表象した。

【No. 67】 次の表及び図は、日本の農業 6 品目 a ～ f (耕種 3 品目、畜産 3 品目)の産出額について示したものであり、各品目は、耕種が果実・米・野菜、畜産が鶏(鶏卵・ブロイラー計)・肉用牛・豚のいずれかである。表は 2019 年における各品目の産出額の全国に占める地域別割合(%)を、図は各品目の 1975 年から 2019 年まで(隔年ごと)の日本全体の総産出額(億円)の推移を示している。a ～ f に当てはまる 6 品目の組合せとして最も妥当なのはどれか。

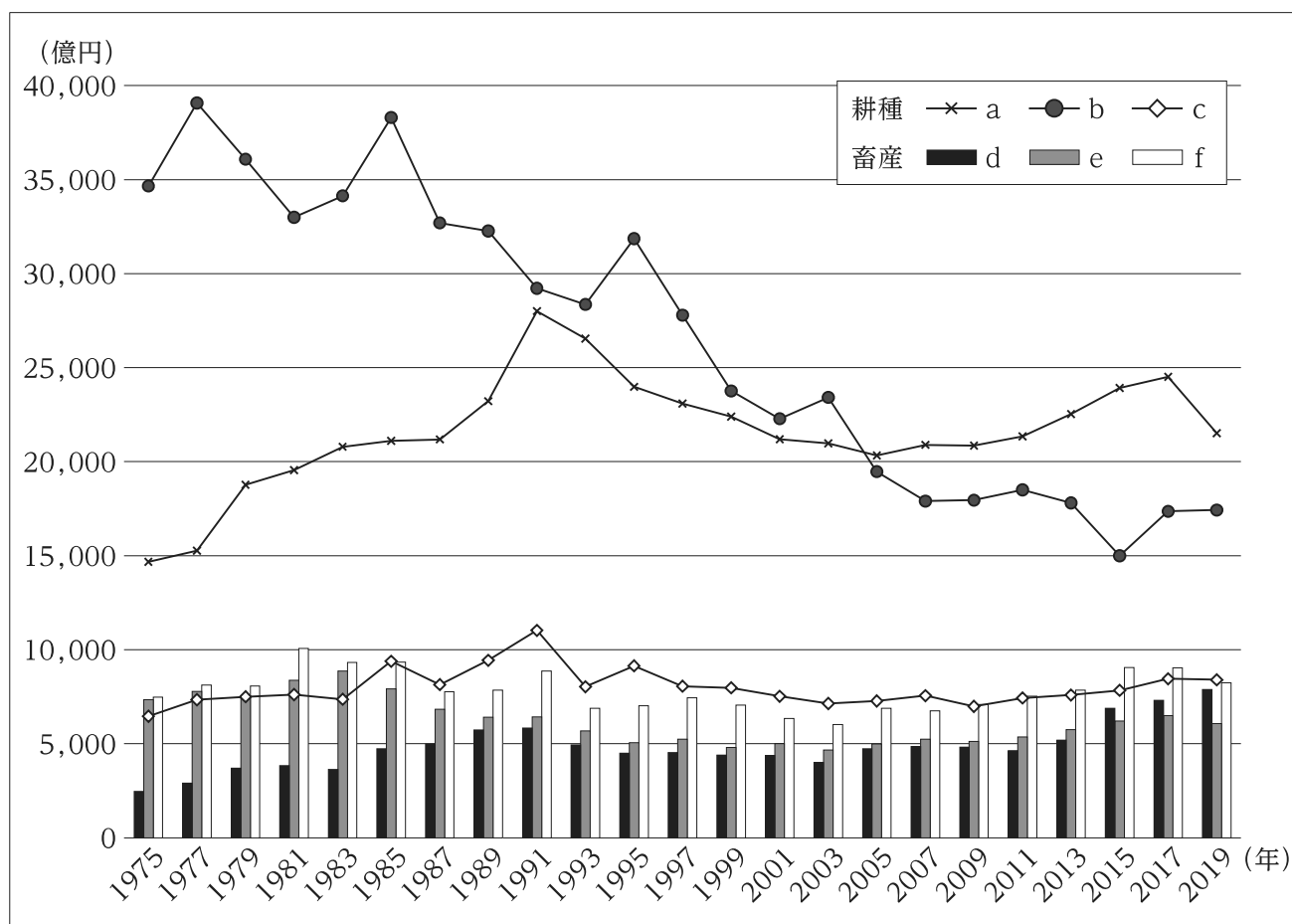
表 農業 6 品目の産出額の地域別割合(2019 年)

(%)

	耕種			畜産		
	a	b	c	d	e	f
北海道	9.1	7.2	0.8	14.0	7.4	3.8
東北	10.9	27.9	25.6	13.9	16.5	18.1
北陸	2.6	14.6	1.8	0.9	3.0	3.9
関東・東山*	31.4	18.6	22.3	10.5	26.9	17.9
東海	9.7	5.8	6.5	5.2	6.7	8.7
近畿	5.0	7.4	11.3	3.6	0.6	4.4
中国	4.2	6.4	6.9	4.8	3.2	9.4
四国	7.0	3.0	9.3	2.2	3.1	4.6
九州	19.6	9.2	14.8	41.7	30.5	28.7
沖縄	0.7	0.0	0.7	3.2	2.2	0.6

* 山梨県・長野県

図 農業 6 品目の総産出額の推移(1975—2019 年)



	a	b	c	d	e	f
1.	果実	米	野菜	豚	鶏	肉用牛
2.	果実	野菜	米	豚	肉用牛	鶏
3.	米	果実	野菜	鶏	肉用牛	豚
4.	野菜	米	果実	肉用牛	豚	鶏
5.	野菜	果実	米	肉用牛	鶏	豚

【No. 68】 文化人類学の基本的概念である「文化」に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. イギリスの社会人類学者である J. フレーザーは、主著『原始文化』の冒頭で、文化を「知識、信仰、芸術、倫理、法、慣習その他、社会の一員としての人間によって獲得される能力と習慣の複合的な総体」と定義した。文化を、社会から切り離された個人により伝達される行動の様式として認識したものであり、その発達こそが他の生物種とは異なる人類の特色であると考えた。
2. アメリカの文化人類学者である F. ボアズは、北米先住民の研究等で知られ、文化とは、人類社会全体の文化ではなく各々の人間集団(民族集団)の生活様式の総体である、という文化観を確立したとされている。彼の考え方は、後に文化相対主義として受け継がれ、エスノセントリズム(自民族中心主義)への警鐘として文化人類学全体における基本的立場となっている。
3. 文化は、常に変化し続ける側面を持つ。文化変化の説明として、マルクス主義者は、文化(上部構造)の変化が経済(下部構造)の変化を引き起こすと分析している。一方、É. デュルケムは、文化、特にプロテスタンティズムの勃興という宗教の変化が資本主義経済の発展を準備したと論じた。
4. 進化主義的な思考が批判を受けた主な理由として、最も進歩的なものは何かを評価する方法が恣意的であったことに加え、その思考が人種偏見と結び付けられる傾向にあったことが挙げられる。第二次世界大戦後、ドイツやフランスを中心として機能主義的な考え方が文化人類学的思考の主流を形成すると、進化主義的な考え方に基づく文化人類学的思考は、継承されることなく衰退の一途をたどった。
5. ポストモダニズムは、社会主義に影響された近代西洋の価値観に対するアンチテーゼとされ、西洋中心主義に陥っていた民族誌部門を中心に文化概念の再検討をもたらした。ポストモダニズムは求心的な力による秩序の破壊を特徴とし、「中心の不在」を説いて伝統的な文化理解を大きく揺さぶった。

【No. 69】 次は、推論に関する記述であるが、A～Dに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

ただし、Bには、㉑又は㉒のいずれかが入り、Dには、㉓又は㉔のいずれかが入る。

推論とは、前提から結論を導く思考である。様々な研究から、人は推論課題において頻繁に論理や確率規則に違反することが示されている。こうした思考のエラーの傾向を思考のバイアスと呼ぶ。

推論における三段論法では、「(前提1)全てのXはYである」、「(前提2)全てのYはZである」、「(結論)よって全てのXはZである」というように二つの前提から一つの結論を導く。その結論の妥当性は 。J. St. B. T. エヴァンズら(1983)は、三段論法の論理的な妥当性と、結論自体の信ぴょう性とを操作し、結論の妥当性の判断を実験参加者に求めた。その結果、論理的には妥当でないが結論に信ぴょう性がある場合に、その結論は妥当であると判断されがちである一方で、論理的には妥当であるが結論に信ぴょう性がない場合には、結論が非妥当であると判断されがちであった。このように、結論が信じられるかどうか三段論法の妥当性判断に影響する現象を と呼ぶ。

その他の 推論については、4枚カード問題(ウェイソン選択課題)により条件推論が検討されてきた。カードの裏表に書かれたアルファベットと数値との関係に関する規則を尋ねたこの問題の正答率は、低くなる傾向にあった。多くの実験参加者が ことが、その原因である。ただし、問題の内容を具体的にすると、正答率が上昇することも知られている。

Bの候補

㉑：推論の形式に依存し、X、Y、Zの内容には依存しない

㉒：推論の形式及びX、Y、Zの内容に依存する

Dの候補

㉓：規則の反証を求める一方で規則の確証を求めなかった

㉔：規則の確証を求める一方で規則の反証を求めなかった

A	B	C	D
1. 演繹	㉑	信念バイアス	㉔
2. 演繹	㉑	確証バイアス	㉓
3. 演繹	㉒	確証バイアス	㉔
4. 帰納	㉑	信念バイアス	㉓
5. 帰納	㉒	確証バイアス	㉔

【No. 70】 我が国の子供・若者に関する社会問題についての記述A、B、Cのうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 年間の出生数は、第2次ベビーブーム期(1971～1974年)以降、現在に至るまで一貫して減少しており、2020年には初めて80万人を下回った。また、合計特殊出生率は、1990年の「1.57ショック」以来、現在に至るまで一貫して減少が続いており、長期的な少子化傾向が継続している。
- B. 厚生労働省の「2022(令和4)年国民生活基礎調査」によると、子供の貧困率及び子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は、2000年以降現在に至るまで上昇傾向が続いている。その中でも母子世帯1世帯当たりの平均所得は、2021年についてみると子供のいる世帯全体の1世帯当たりの平均所得の5分の1を下回っている。
- C. 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、児童虐待防止法*制定後も一貫して増加傾向にあった。2020年には、体罰禁止の法定化、児童相談所における弁護士等の配置促進等を内容とする児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が、一部規定を除き施行されたが、同年度には児童虐待相談対応件数は20万件を超えた。

* 児童虐待の防止等に関する法律

1. A、B
2. A、C
3. B、C
4. B
5. C

【No. 71】 我が国における不登校に関する施策(令和5年8月末日現在)についての記述として最も妥当なのはどれか。

1. 文部科学省は、不登校の状況の継続は、本人の進路や社会的自立のために望ましくない点で対策を要する問題行動であるとの視点に立ち、学校は魅力ある学校づくりを通じて不登校児童生徒の早期の学校復帰という結果のみに目標を焦点化した支援を実施することと通知している。
2. 文部科学省は、フリースクールやホームスクーリングなど、学校教育法第1条に規定する学校(一条校)以外において不登校児童生徒が教育を受ける権利を保障するため、これらフリースクール等も義務教育課程として認めるとともに、国として私学助成による財政的支援を実施している。
3. 教育委員会が設置している教育支援センター(適応指導教室)は、学校生活への復帰をしない形での学びの保障を目的としており、在籍する不登校児童生徒が学校と同じような教育を少人数で受けられる体制を整備し、課程修了時には卒業証書を独自に発行・授与することができる。
4. 「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)」とは、不登校児童生徒の学びを保障することを目的として NPO 法人や民間企業により設置される学校を指し、児童生徒の実態に応じて学習指導要領によらない独自のカリキュラムを編成することとされていることから、学校教育法第1条に規定する学校(一条校)として認められていない。
5. 文部科学省が令和5年3月に公表したいわゆる「COCOLO プラン」は、不登校の児童生徒が小・中・高等学校等を通じて学びたいと思った時に学べる環境の整備を主な取組の一つとして掲げており、これを踏まえ同省に文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」が設置されている。

【No. 72】 多様な教育的ニーズに応じた支援に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. 自閉スペクトラム症^{*1}(ASD)は、文部科学省の手引^{*2}によると、他者との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴としている。また、認知の特性として、視覚的な情報を処理するよりも、聴覚的な情報を処理する方が得意な「聴覚認知の優位」が挙げられることから、言葉で段取りを説明したり、九九や英単語を教えるときには暗唱しながら教えたりすることが効果的であるとされている。
- B. 注意欠如多動症^{*1}(ADHD)は、文部科学省の手引によると、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。注意や叱責を重ねるよりも、望ましい行動を具体的に示したり、行動の良い面を見つけたらすぐに褒めたりすることも効果的であるとされている。
- C. 文部科学省の調査^{*3}によると、令和3年5月現在、日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあるが、その受入れに際しての指導体制を整備しているとする地方公共団体は全体の約5割である。我が国では、国籍を問わず学校等において日本語教育を含めた適切な教育の機会を提供するため教職員の配置に係る制度の整備等が図られているほか、外国籍の児童生徒の就学機会確保のために地方公共団体が講ずべき事項についても指針として定められている。
- D. 特定分野に特異な才能のある児童生徒は、その特性のために学習や学校生活に困難を抱える場合があるとされており、このような児童生徒への支援として、我が国では中学校から高等学校への飛び入学が制度化され、複数の学校で導入されている。しかし、このような「早修」は学習内容の体系性を損なうおそれがあるため慎重な運用が求められており、対象とする児童生徒については知能指数(IQ)などの数値や特定の基準により選抜することと定められている。

*1 DSM-5-TR(精神疾患の診断・統計マニュアル)の表記による。

*2 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月)

*3 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」

1. A、B
2. A、C
3. B、C
4. B、D
5. C、D

【No. 73】 家族に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 「近代家族」という概念は、あらゆる時代の家族に該当すると考えられてきた性質のうちのいくつかが、実際には近代に入ってみられるようになったものであることを含意している。近代の家族に特徴的な性質として、家内領域と公共領域とを分離することや、家族成員間の親密な情緒的結び付きを重視することなどが挙げられる。
- B. 直系家族制とは、その家族の跡取りすなわち長男に優先的に親の財産・地位を配分することにより家族の継続を図るもので、家族の継続そのものよりも長男という家族成員個人を重視するものである。現在、我が国においては直系家族制が主流を占めており、次男以下は他出することが基本とされる。
- C. 国勢調査では、一般世帯を住居及び生計を共にする者の集まりと定義しており、世帯人員が一人の単独世帯を一般世帯とは区別している。一般世帯が増加を続けているのに対して、単独世帯は減少を続けており、特に65歳以上の単独世帯は著しく数を減らし、ほとんどみられなくなっている。
- D. 国勢調査によると、男性の50歳時の未婚割合*は、1960年は約1%であったが、その後上昇を続け、2020年には25%を超え30%に迫る状況となっている。これに対し女性の場合は、1990年代から上昇傾向をたどっているものの、2020年の段階では20%以下となっており男性を下回っている。

* 45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均

1. A
2. B
3. A、D
4. B、C
5. C、D

【No. 74】 官僚制に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. M. ヴェーバーは、支配の三類型のうち、合法的支配の最も純粋な形態は合理的＝近代的な官僚制的支配であるとした。また、そのような官僚制の特徴として、規則により秩序付けられた権限、ヒエラルヒーの原則、文書主義、専門性訓練を前提とした職務、官僚の全労働力を要求する職務、一般的な規則に従った職務執行などを挙げた。
2. R. K. マートンは、官僚制組織の機能分析を行い、官僚制組織の成員が訓練や実務を通じて組織にとって必要な行動原則を身に付けた場合には、規則の制定者が予期していなかった特殊な状況であっても、臨機応変に行動原則に沿った行動が表出されるとして、その意図せざる結果を官僚制の逆機能と名付けた。
3. P. M. ブラウは、政府機関である職業安定所や労働基準局の事例研究を行い、官僚制組織の目標の達成が、動態的な成員相互の社会過程よりも規則の機械的な遵守によって確保されていることを明らかにした。そして、インフォーマルな社会関係の凝集性が、個々人の地位の不安をもたらし、過剰同調や目標の転倒をもたらすとした。
4. A. W. グールドナーは、ホーソン実験を通じ、官僚制を社会システムとして分析することにより、産業組織の職場において代表官僚制、懲罰官僚制、模擬官僚制などの下位類型を見いだし得ることを示した。そして、権威主義的な規律によって管理する懲罰官僚制である場合に組織の統制が図られ、労働者の労働意欲は向上するという結論を導いた。
5. 家産制的官僚制は、近代化に伴い、国家行政規模が拡大し、形式的な平等を求める民主主義が生まれたこと、近代資本主義が形式合理性を原理としていることなどから発生した。家産制的官僚制が世界で初めて発見されたのは、16 世紀の西欧社会であり、産業革命をその起源とする。

【No. 75】 M. ヴェーバーの社会学説に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. カトリックと比べプロテスタントの自殺率が高いことに着目し、プロテスタントの教義の一つである予定説にその要因を求めた。ここでいう予定説とは、個人は職業労働を通じて神の栄光を高めなくてはならないとするもので、神の栄光を高めるという義務の緊張感に耐えられなくなったプロテスタントが自殺すると論じた。
2. あらゆる価値判断から逃れて客観的立場に立つことが可能とする議論を批判し、研究者にとっても主観的な視点は前提であり、いかなる価値意識を抱いているかを明らかにした上で、それにとらわれない考察をすることが必要であると論じた。そして、こうした事実認識と価値判断を峻別する態度を価値自由として概念化した。
3. それまでの行為理論を、行為を決定する客観的要因を重視する実証主義的行為理論と、主観的要因を重視する理想主義的行為理論に大別した。その上で、人間の行為は目的／価値／手段／条件の四つの要素から成るとし、それぞれの理念型として目的合理的行為／価値合理的行為／感情的行為／伝統的行為の4種類を設定した。
4. 西洋を中心に進展した近代における合理化過程を脱埋め込みとして捉えた。ここでいう脱埋め込みとは他者の立場や視点に立てるようになることを指し、それにより論理性や現実主義が獲得できるとされる。すなわち社会における伝統や宗教などの影響は減退することとなり、合理的な世界が到来するとした。
5. それまでの社会学は、他者を効率的に管理・操作するための知の産出が中心的な関心となっていた点で倫理的問題があると批判した。そして、これに対するものとして理解社会学を提唱し、コミュニケーションを通じて他者の行為を了解と合意に基づき理解することが社会学のとるべき方向であると論じた。

これ以下は**選択問題**です。

No. **76**～No. **105** の **30 題**から**任意の 15 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 76】 哲学者プラトンに関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. プラトンはアテナイで奴隷であったが、ソクラテスから哲学を学び、奴隷から解放された後にシチリアに渡った。そこで哲人王教育に従事したが、失敗に終わった。また、彼は運命に対する忍従を説き、自己の権限内にある自由意志による意欲・欲求・義務・承認を重視し、精神的自由のある生活を送るべきであると考えた。
2. プラトンは『国家』において、ポリスの中で、ある程度の資産と教養を持った市民が参加する共和政治が、一人が支配する王政や少数者が支配する貴族政治よりも安定性が高いと述べた。一方で、私利私欲に走った貧困層が己の利益のみを追求した場合には、墮落した民主制、つまり衆愚政治に陥ると指摘した。
3. プラトンはソクラテスの「無知の知」を引き継ぎ、「私は何を知っているのか?」という疑問文が人間にふさわしい唯一の命題であると考えた。これは、私は常に真理を求めているものであるから、断定を差し控えるべきである、ということの意味する。この命題は、真理の探求を不可能だと諦めるのではなく、常に疑い、傲慢と偏見を避け、より深い真理探求へと人間の精神を導くものであった。
4. プラトンは『ニコマコス倫理学』において、人間を洞窟に縛り付けられた囚人に例えた。彼は、この比喩の中で、そこから解放されるためには、最初に禁欲によって肉体的欲望から自己を解放し、物質的束縛から魂を浄化し、次に知性^{ヌース}に立ち返って魂の根源を直観し、最後に魂の根源である神との神秘的合一を達成することで、脱我^{エクスタシス}において魂の浄化を完成させるに至ることを示した。
5. プラトンは『プロタゴラス』において、「悪いと知りつつそれを行う」ことはないという説を展開した。この説では、我々が特定の行為を選択するとき、少なくともその行為を選択することが「よい」と思っているが、その「よさ」は、快さ(快)を得ることと苦しみ(苦)を避けることに帰着する。この考え方は、後に功利主義に影響を与えた。

【No. 77】 次の決定論・非決定論に関する文章に示された問題をめぐる記述として最も妥当なのはどれか。

決定論とは、すべての出来事は生じるか生じないかが先行する出来事によって完全に決定されている、という主張である。そうだとすると、ただ一つの未来が過去によって決定されており、偶然的なものは存在しえない。したがって、意志決定のための複数の選択肢が前提される自由意志は、その存在が否定される。

しかし、もしも決定論のいうように、意志決定の自由が存在せず、すべての行為が因果的に必然化されているのならば、行為に対する人間の責任がすべて解除されることにならないか。ここに、自由な行為の余地を求めて人間の意志決定を特別視し、自由な選択を可能にする何らかの意味での事前の非決定性を意志の働きに認めようとする、非決定論が唱えられる理由がある。

1. 決定論には、神の予定に基づく神学的な決定論と、自然法則の普遍性に基づく物理的(自然的)な決定論とがある。中世のキリスト教世界では、神学的決定論に基づいて、人間の自由意志は否定されていた。物理的な決定論は、近世に入って活発に議論されたが、20世紀後半の生物学や生理学の急速な発展によってその正しさが証明された。
2. デカルトは、精神と物体は本性を異にする二つの実体であり、精神は自然法則に従って必然的に生起する物体の世界から独立していると考え、意志の自由を主張した。他方、スピノザは、精神と物体は唯一の実体である神の二つの異なる属性としていずれも自由であり、物体の世界には生命の自由が、精神の世界には意志の自由があると論じた。
3. カントは、意志の自由が否定されれば道德の存在理由が失われると考え、決定論と自由意志の問題に取り組んだ。そして、人間が対象として認識する世界は普遍的な自然法則に、人間が行為する世界は普遍的な道德法則に従っているが、いずれの法則も、人間が「意志の自律」によって主体的に立てるものであり、自然の非決定性と意志の自由を証明していると論じた。
4. 決定論を支持しても自由を否定することにはならないと考えた哲学者もいる。例えば、ホッブズは、機械論的な人間観に基づいて人間の意志決定は因果的に決定されていると考え、意志の自由を否定した。しかし、行為者が自分のしたいこと、しようすることを妨害されずに行うことができる限り、行為の自由を認めることができると論じた。
5. 実存主義の哲学は、決定論的な世界観が優勢になり意志の自由が軽視される傾向を批判し、自由意志論を主体的に徹底させ、現実存在する自己自身の自由と責任を重視した。例えば、サルトルは「決断は現存在に先立つ」と述べ、人間の道德的本性ではなく、自己の自由な決定に従うことこそ道德の普遍的原理があると論じた。

【No. 78】 日本の諸芸についての思想に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 藤原俊成の書いた『古今和歌集』仮名序には、和歌における「ことば」と「ところ」の関係についての考察が見いだされる。そこには、煩悩を捨てて心が「無心」になったところから紡がれた言葉が優れた歌となると記されている。この考察は、後の歌論の基礎となり、さらに日本の他の諸芸についての思想にも大きな影響を与えた。
2. 西行は、『小倉百人一首』の「嘆けとて・・・」の作者として知られ、歌集には『山家集』がある。西行は、幼少の頃に比叡山に入り僧として修行していたが、20代で比叡山を出て日野の外山に隠棲し、そこにとどまって数多くの歌を詠んだ。歌を詠んで隠者として生きるという生き方は、後の歌人や俳人の思想に大きな影響を与えた。
3. 世阿弥は、『風姿花伝』の著者として知られる。世阿弥は、その晩年に至るまで当時の幕府の庇護を受けて能楽の発展のために尽力した。『風姿花伝』では、「幽玄」が能楽における風体の一つの理想であるとされている。世阿弥が初めて説いた幽玄を美とする思想は、後に歌論や俳論、また茶の湯論にも取り入れられ、日本の伝統文化を特徴付けるものとなった。
4. 千利休は、「わび茶」の大成者として知られる。利休は、質素を重んじる武家に生まれ育ち、その影響が認められる独自の審美眼と思想をもって茶道具を選び、また茶室の建築にも関わった。二畳の茶室である妙喜庵待庵は利休の作と伝えられる。利休は政治からは距離を取って茶の湯に打ち込み、権力者と交わることはほとんどなかった。
5. 柳宗悦は、民芸運動を始め、日本民芸館を設立したことで知られる。民衆である無名の職人が、熟練した手仕事によって民衆のために無心に作った工芸品を民芸と呼んだ。柳は民芸にこそ美があるという思想を展開し、日本各地を調査して民芸の収集と保存に尽力した。さらに、柳は朝鮮半島の民芸の美にも注目した。

【No. 79】 時代と地域とを問わず重ねられてきた戦争と平和をめぐる人類の思索に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 孔子は、一人を殺すことが不正であれば多数を殺すことも不正であるはずなのに、戦争を不正とみなさず、それどころかそれを賛美して正当化することに疑問を呈し、「兵は不祥の器なり、君子の器にあらざるなり」と主張した。その背景には、世界中の人々が広く互いに愛し合えば、個人間の争いも国家間の戦争もなくなり、世界は平和に治まるという兼愛の思想がある。
2. トマス＝アクィナスは、「戦争は常に罪であるか」と問い、正当な権威を持つ君主が行うこと、正当な原因があること、正当な意図を持って行うことという三つの条件がそろう場合に戦争は正当化される、と論じた。このような論は、後に「正戦論」とも呼ばれるようになり、近世のみならず現代の戦争をめぐる議論に影響を与えている。
3. トマス＝ホッブズは、人間の自然状態は「万人の万人に対する戦い」の状態であるが、同時に人間は社会的動物であるから「平和を求め、それに従え」、それが不可能なときは「あらゆる方法によって、自分自身を守れ」などの自然法を認識することができると考えた。そして、その自然法に従って、自己防衛の場合以外は争いを起こさないという契約を個人間で結び国家を設立すべきだ、と主張した。
4. イマヌエル＝カントは、個人間の戦争状態である自然状態を脱するために法治状態としての国家が設立されなければならないのと同じように、国家間の自然状態を脱するために諸国家から成る世界国家が設立されなければならない、と考えた。そして、その世界国家は、全ての国家の自由と平等が認められ、三権が分立する民主制国家でなければならないと主張した。
5. 内村鑑三は、戦争は人を殺すことであり、人を殺すことは大罪悪であるとキリスト者の立場から考え、戦争を悪とみなして戦争廃止を唱えた。しかし、後に、日本国を西洋列強の侵略から守り、東アジアの平和を築くための戦争ならば善である、という愛国主義・アジア主義の視点を取り入れ、この目的に反する日清戦争を批判し、この目的にかなった日露戦争を支持した。

【No. 80】 生殖についての倫理に関する記述ア～エのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 優生学(eugenics)は、「望ましい性質」と「望ましくない性質」を遺伝と結び付け、子の遺伝的性質のコントロールを目指す思想である。優生学は19世紀後半にイギリスで提唱され、国際的に普及したが、その後ナチズムと深く関わっていたことにより忌避されることとなった。
- イ. 出生前診断は、羊水検査など、胎児や母体が高リスクを負う検査によって初めて確定診断となるが、妊娠早期に採血を行い、胎児の障害の可能性を広く調べるスクリーニング検査が開発され、「新型出生前診断(NIPT)」と呼ばれている。これは、1980年代に兵庫県で始まり全国に波及した施策「不幸な子どもの生まれない運動」を国が推進する中で普及したものである。
- ウ. 着床前診断により、体外で受精させた胚の染色体や遺伝子の検査を行い、病気を持たない可能性の高い胚だけを子宮に戻すことができる。また、出生前診断の結果等による人工妊娠中絶を避けることや、妊娠前の診断であるため検査に十分な時間を掛けることも可能になるとされている。
- エ. 人工授精のうち、配偶者以外の第三者から提供された精子を母体の子宮内に注入して行われるものは、非配偶者間人工授精(AID)と呼ばれ、これまで日本では、不妊の夫婦に限らず多数実施されてきた。日本産科婦人科学会は、AIDによって生まれた子の福祉のためには、精子提供者を匿名にすべきであるとする見解を発表している。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 81】 キリスト教思想に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. キリスト教の聖典である『新約聖書』には、イエス＝キリストの生涯と言葉を記した「福音書」のほかに、使徒の書いた手紙などが含まれている。イエスと「最後の晩餐」を共にした十二使徒の一人であるパウロが記した「ローマ人への手紙」は元々ラテン語で書かれており、ローマ帝国にキリスト教が広まる際に大きな役割を果たした。
2. トマス＝アキナスは、キリスト教神学を体系化し、スコラ哲学を大成したとされる。「恩寵は自然を破壊せず、かえって自然を完成させる」というトマスの言葉は、感覚器官によって人間が認識する自然の真理と、恩寵によって人間に知られる信仰の真理は矛盾しない、という彼の二重真理説を言い表したものである。
3. ルターは、教会による贖宥状(免罪符)の販売を強く批判し、金銭によって罪を贖うことはできないと説いた。贖宥状の購入をはじめ、どのような善行によっても人間は救われることはなく、人間を救うのは信仰のみであるとルターは考えた。一人ひとりが自分で聖書を読み、そこに記された神の言葉によって信仰を持つことを彼は重視した。
4. キルケゴールは、理性を重んじて人間の自由を顧みなかったヘーゲルを批判し、主体的真理を重んじた。また、キルケゴールは、人間は理性によって示された普遍的で客観的な道德法則に従うのではなく、個人的で主体的な感覚的欲求の満足を自由に追求するとき、逆説的に、そのような人間の在り方をも肯定する神の恩寵によって救われる、と説いた。
5. 内村鑑三と新渡戸稲造は、共に札幌農学校に学び、そこでキリスト教を知った。また二人は、共に武士の家の出身であった。しかし、二人は異なった考えを持っており、内村が武士道の道德を否定し、日本(Japan)をイエス(Jesus)に一致させるべきであると考えたのに対し、新渡戸は武士道を重んじ、キリスト教を日本に導入することには消極的であった。

【No. 82】 近世以前における日本の建築物に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 日本列島では、気候の寒冷化に代表される自然環境の変化によって、縄文時代になると人々は定住生活を開始し、竪穴住居に居住するようになった。中には、青森県の三内丸山遺跡のような大規模な環濠集落が登場し、稲を収納するための高床倉庫や、周囲を警戒するための望楼も見つかっている。集落付近には貝類の殻や土器の破片などが捨てられ、そこは貝塚と呼ばれている。
2. 平等院鳳凰堂は、浄土教の流行や末法思想の高まりの中、藤原頼通が宇治に建立した阿弥陀堂である。その本尊となっている阿弥陀如来像は、仏師の定朝が寄木造の手法によって制作した仏像である。また、鳳凰堂の内部には、往生しようとする人を仏が迎えにくる様子が描かれており、こうした絵画は来迎図と呼ばれている。
3. 東大寺は平治の乱の際に全焼したが、鎌倉時代になると、重源が中心となってその再建に当たった。宋人の陳和卿の協力を得たこともあり、南大門に代表されるように、大陸的な雄大さ、豪放な力強さを特徴とする禅宗様の建築様式が採用された。南大門に並び立つ金剛力士像は、奈良仏師である運慶・快慶らの作で、阿形(阿像)と吽形(吽像)が存在する。
4. 南北朝の内乱が収まると、守護大名は平山城ないし平城を築き、その周囲に家臣団や商工業者を集住させて城下町を形成するようになった。その後、戦国時代になって戦争が日常化すると、戦国大名は山城に拠点を移し、防御面のみならず権力誇示を目的として、本丸に天守閣を築くのが一般的となった。江戸時代になると、天守閣は大名の居住空間としての機能を高めた。
5. 徳川家康を祀るための霊廟である日光東照宮は、徳川綱吉の命によって建立されたもので、簡素な趣を持つ数寄屋造の本殿に対して、陽明門は豪華な装飾彫刻が施されている。儒教を重視した綱吉は、江戸に幕府直轄の学問所として湯島聖堂を建て、各藩に対して武士の子弟を教育するための藩校の設置を命じ、大坂では町人を教育するための懐徳堂の設置を支援した。

【No. 83】 日本の政党に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. イギリス流の議院内閣制と国会の即時開設を主張していた大隈重信は、大久保利通らと対立し、開拓使官有物払下げ事件を契機として罷免された。その際、国会開設の勅諭が出されたことから、大隈は自由党を結成し、特に地方農村から強く支持された。これに対抗すべく、政府は福地源一郎らに立憲帝政党を結成させたが、党勢は振るわなかった。
2. 第1回衆議院議員選挙の結果、後に民党と呼ばれる立憲自由党と立憲改進黨が過半数を占めた。超然主義の立場を取った黒田清隆首相は、軍備拡張を含む予算案を提出し、民党は政費節減・民力休養を唱えて反対した。帝国議会では、衆議院よりも貴族院の権限を強大に設定したが、予算は両院の同意がなければ成立しなかったため、政党は政治的影響力を徐々に強めていった。
3. 政党内閣制の必要性を痛感することになった伊藤博文は、進歩党の系譜を引く憲政本党を合流させる形で立憲同志会を結成した。その総裁となった伊藤は、第一次伊藤内閣を成立させたが、山県有朋の下に集まった官僚や貴族院議員との対立により、1年にも満たずに総辞職に追い込まれた。これに伴って桂太郎内閣が成立した。
4. 寺内正毅が貴族院議員を閣僚に迎えて内閣を成立させると、閥族打破と憲政擁護をスローガンに掲げた第一次護憲運動が展開された。この運動を立憲政友会の総裁として主導した原敬は、寺内内閣を打倒するとともに、党員を陸・海軍大臣と外務大臣を除く閣僚に据え、本格的な政党内閣を成立させた。原は華族の出身ではなかったため、「平民宰相」と呼ばれることになった。
5. 立憲政友会・憲政会・革新倶楽部の3党が護憲三派を結成し、第二次護憲運動を展開した。衆議院議員選挙で護憲三派が過半数を獲得した結果、憲政会総裁である加藤高明が首相になり、立憲政友会総裁の高橋是清や革新倶楽部の犬養毅も閣僚となった。その後、五・一五事件で犬養内閣が崩壊するまでの間、政党内閣の時代が続いた。

【No. 84】 中世ヨーロッパにおける学術的知識に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 11～12 世紀の西ヨーロッパでは、教皇グレゴリウス 7 世がビザンツ教会の脅威からカトリック教会を救うことを目的とした改革を進め、その結果、聖職者の精神面・文化面での指導的役割が徐々に確立された。これには、修道院の発展が関係する。托鉢修道組織であるクリュニー修道院に属する修道士たちは、自らの神学に関する知識を基に盛んに説教活動を行い、学問研究などに勤しんだ。
2. ルネサンスは、狭義には 14～15 世紀の西ヨーロッパにおけるギリシア・ローマの知的文化を復興する運動を指すが、そのような試みは中世初期から断続的になされてきた。カロリング朝期のフランク王国では、聖職者育成を目的として古典言語の運用能力向上が図られ、オウィディウスやウェルギリウスなどのアテネ盛期の作品が書写された。12 世紀には、トレドやシチリアでギリシア・ローマの学術書がフランス語や英語に翻訳された。
3. 中世初期の西ヨーロッパでは修道院が学術や教育といった知的活動を担っていたが、その後、複数の司教座都市で学校が開かれるなど変化の芽が生じた。これに続き、教師と学生が各地に大学を結成した。パリ大学とオックスフォード大学は神学、サレルノ大学は医学、ボローニャ大学は法学に関する研究と教育を特徴とし、聖職者、医師、官僚や法律家の育成を担った。教皇や国王は、大学設立の動きを保護した。
4. 中世の西ヨーロッパにおける学術的な実践は、スコラ哲学によって大きく特徴付けられる。スコラとは、信仰を意味する。具体的には、神学に関する命題について肯定と否定の立場に分かれ、それぞれが聖書にのみ基づいた討論を試みた。この哲学は、アベラルドゥスに代表されるように、12 世紀に修道院の外でも盛んに実践されたが、人間の理性を強調することには、教会から懸念が示された。
5. 9～11 世紀のマケドニア朝期のビザンツ帝国では、古典古代の文芸復興を目指す文化運動が盛んになった。その主要な業績には、ユスティニアヌス帝時代にトリボニアヌスらが編纂した『ローマ法大全』がある。これには、中央集権的な専制国家を確立した中期ビザンツ帝国の国力と歴史的な伝統を顕彰する目的があった。同様の目的から、7 世紀以降、ビザンツ帝国はローマ帝国の遺産であるラテン語を公用語として用いた。

【No. 85】 交通と経済に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 15 世紀末以降に盛んになったヨーロッパ諸勢力による探検航海には、喜望峰を経てアフリカ東岸とインド西岸に至るルート、カナリア諸島を経て西インド諸島に至るルート、北大西洋を横断しカナダを経てベーリング海峡に至るルート、という三つの主要ルートが存在した。第 1 のルートからは、南大西洋で西に分岐するルートが生まれ、カボットがブラジルへ到達した。
2. 19 世紀半ば、フランスやドイツは、工業化のための起爆剤として鉄道の建設を進め、その建設需要から製鉄業が発展した。近隣のオランダやベルギーでは、鉄道に加えて運河網も整備された。南北戦争直前に最初の大陸横断鉄道が開通するなど、アメリカ大陸各地で交通網の整備が進んだことにより、カナダやラテンアメリカ諸国では工業生産を主軸とした経済が発展した。
3. スエズ運河は、19 世紀後半にフランス人技師オスマンにより建設が進められた。その後、この運河は 20 世紀半ばまでイギリスの管理下に置かれたが、ナセル政権下のエジプトにより国有化された。パナマ運河についても計画当初はフランスが関与していたが、その後、セオドア＝ローズヴェルト大統領の孤立主義的な外交政策の下、アメリカの経済的権益と深い関わりを持つようになった。
4. 20 世紀初頭のアメリカでは、フォード社が、部品の規格化と流れ作業方式による生産体制の革新に成功し、T 型車に代表される自動車の大量生産時代が幕を開けた。このような生産方式を特徴とする経営理念はフォードイズムの名で知られる。一方、後発のジェネラル＝モーターズ社は、多様な車種をそろえる戦略を展開することで、急成長を果たした。
5. 19 世紀後半のロシアは、ユーラシア大陸の東西それぞれに拠点を有し、それらをつなぐ汽船航路を発展させた。そのルートは、黒海からスエズ運河を通り、インド洋を経て、太平洋岸のオデーサに至るものである。ニコライ 2 世は、皇太子時代にこの航路を利用してアジア諸国を歴訪した。また、鉄道網の建設も重視し、天津を終着駅とする東清鉄道を建設した。

【No. 86】 中近世アジアの諸帝国に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. オスマン帝国は、デヴシルメと呼ばれる制度を通じ、民族・宗教の別なく有為の人材を発掘し軍人や官僚に登用することにより、国力を次第に高めた。さらに、16世紀初頭には、当時のスルタンであったセリム1世がアッバース朝からカリフの位を継承したことにより、スンナ派イスラーム世界における権威をも高めた。
2. イランに成立したサファヴィー朝は、統治を円滑に進めるため、同地の住民に広く浸透していたスンナ派イスラームを国教に定めた。同朝はアッバース1世の時代に最盛期を迎えたが、建国の原動力となった遊牧騎馬軍団への軍事的依存は変わらず、彼がチャルディラーンの戦いでオスマン帝国の火力の前に惨敗を喫した後、衰退に向かった。
3. 北インドを中心に成立したムガル帝国では、皇帝アクバルが、人頭税(ジズヤ)の課税やヒンドゥー教寺院の破壊など、ヒンドゥー教徒に対する抑圧を強めた。抑圧に反発するヒンドゥー教徒が反乱を起こすと、皇帝アウラングゼーブは人頭税を廃止してヒンドゥー教徒との融和に努め、ムガル帝国の最大版図を築くことに成功した。
4. 明朝は、永楽帝の時代に南京に遷都すると、南方への進出を開始した。ベトナムを一時占領したほか、鄭成功に艦隊を与えて複数回にわたりインド洋方面に遠征を行わせた。最終的にアフリカ東海岸にまで到達したこの遠征を契機とし、マレー半島やインド洋沿岸の国々が明朝との間に新たに朝貢関係を結ぶようになった。
5. 乾隆帝の時代に最大となった清朝の領土では、基本的には明朝以来の制度を活用した統治が行われた。しかし、清朝発祥の地である中国東北地方では、奉天、吉林、黒竜江を拠点に3人の将軍による統治が行われ、藩部と総称されたモンゴル、チベット、新疆、青海では、理藩院の管轄下で間接統治が行われた。

【No. 87】 アフリカにおける天然資源等に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 西アフリカ産の金は、同地に成立したガーナ、マリ、ソンガイといった諸王国の繁栄を支えた。キリスト教を信仰したマリ王国最盛期の王マンサ＝ムーサは、エルサレムへの巡礼の途上、カイロで金を盛んに消費し、同地の金の価格を暴落させた。15 世紀以降、金を求めてヨーロッパ人が訪れた西アフリカ沿岸部は、コスタ＝リカ(豊かな海岸)と呼ばれた。
2. 近代以前、サハラ砂漠を挟んだ南北では盛んに交易が行われた。サハラ交易と呼ばれるこの交易は、主に西アフリカ産の金を北アフリカにもたらし、代わりに地中海産の海塩を西アフリカにもたらしした。西アフリカにおけるサハラ交易の主な拠点は、ともにニジェール川沿いに位置するトンブクトゥとハルツームであった。
3. 19 世紀後半、ベルギー国王レオポルド 2 世の私領として設立されたコンゴ自由国では、住民が象牙やゴムの採集を強制されるなど、過酷な統治が行われた。国王による統治の実態に対する国際的な批判が高まると、20 世紀初頭、レオポルド 2 世は同地の管理をベルギー政府に委ねた。これによりコンゴ自由国は消滅し、ベルギー領コンゴが成立した。
4. 19 世紀初頭にイギリスがケープ植民地を獲得すると、同地の住民ズールー人はイギリスの支配を嫌って北へと移住し、トランスヴァール共和国とオレンジ自由国を建国した。19 世紀後半、両国内に金やダイヤモンドなど鉱物資源の存在が明らかになると、当時のイギリス植民地相ゴードンは、南アフリカ戦争を引き起こし、両国を併合した。
5. 19 世紀末、イギリスはアフリカ横断政策の一環としてトランスヴァール共和国の北に広がる地域を征服し、ローデシアと名付けて植民地とした。ローデシアとその北に位置するベルギー領コンゴには、カッパーベルトと呼ばれる世界有数の銅鉱床が広がっており、豊富な鉱物資源の存在により、独立後のコンゴは安定的な経済発展を遂げた。

【No. 88】 江戸時代から明治時代初頭にかけての小説史に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 井原西鶴は大坂の町人の家に生まれ、江戸時代前期に浮世草子の作者として活躍した。第1作の『好色一代男』は主人公世之介の生涯にわたる女性遍歴を描いたもので、このほか、武士の生き方に焦点を当てた『武家義理物語』、金銭にまつわる町人たちの諸相を描いた『日本永代蔵』、大晦日の庶民の悲喜こもごもを描いた『世間胸算用』など、まとまりのある主題に沿って短編を集成した著作が多い。
2. 読本^{よみほん}は浮世草子に交代する形で出現し、中国の白話小説などを典拠に本格的な読み物として成長を遂げた。江戸時代前期には上方で瀧澤(曲亭)馬琴が『雨月物語』を著し、後期には江戸で上田秋成が『南総里見八犬伝』を著している。『雨月物語』は短・中編から成る幻想的な怪異小説集であり、『南総里見八犬伝』は保元の乱に敗れた源為朝が大島に配流され、更に琉球に渡って活躍する物語である。
3. 江戸時代中期から後期にかけて出現した黄表紙は、それまでの草双紙から絵を排除し、文章を主体にした小説ジャンルで、恋川春町の『国性爺合戦』をはじめ、多くは儒教の道德観に基づいた勧善懲悪を主題としている。これに対し、江戸時代後期の滑稽本は庶民の生き様をユーモラスに描いた小説ジャンルで、山東京伝の『東海道中膝栗毛』や『浮世風呂』などが知られている。
4. 天保の改革で厳しい言論統制が敷かれ、キリスト教の布教に関する洋書には過酷な弾圧が行われたが、戯作に関しては比較的統制は緩やかであった。そのため奢侈、贅沢を禁じられた庶民はそのはけ口を戯作に求め、人情本と呼ばれる恋愛小説が全盛時代を迎えた。人情本の代表作としては、『源氏物語』のパロディである、為永春水の『金々先生栄花夢』などがある。
5. 明治の文明開化によって江戸戯作は衰退し、急速に読者を失っていった。坪内逍遙は『小説神髓』を著し、西洋の「ノベル」よりも「ロマン」の系譜こそが小説の進むべき道であるとし、世態風俗の正確な模写の重要性を説いた。『五重塔』はその実践作で、下級官吏の内海文三が下宿の娘、お勢と恋仲になるものの失職し、処世術に長けた元同僚に恋人を奪われていく物語である。

【No. 89】 19世紀のフランス小説に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. スタンダールは、ナポレオンのロシア遠征軍に加わったことを契機としてロシアを精神的故郷とするようになった。彼は、『赤と黒』では下層階級出身の主人公ジュリアン・ソレルの社会との闘い、その成功と挫折を通じて王政復古期という閉塞の時代をリアリズムに即して描いた。また、『ゴリオ爺さん』では、ゴリオの激しい父性愛に加え、パリの上流社交界の実態に触れることによる青年ラスティニャックの社会と人生への開眼を伝えている。
2. オノレ・ド・バルザックは、『パルムの僧院』で宮廷生活の桎梏^{しっこく}の下で自らの幸福を追求してやまぬ主人公ファブリスたちの運命を青春への愛惜を込めて描き出すことにより、比類なく澄明な小説世界を築いた。また、彼はベルニー夫人への挽歌の趣きを呈した『谷間の百合』で青春の終わりを示し、文明の歴史全体を明らかにするという壮大な意図の下、上記2作を含む自らの作品群を「ルーゴン・マッカール」という総称の下に刊行した。
3. ヴィクトル・ユゴーは、演劇において社会の変革に対応する芸術の革新を主張したロマン主義運動の指導者であり、『諸世紀の伝説』などを書いた詩人でもあった。彼はいくつかの小説作品も残しており、『レ・ミゼラブル』では、「太陽王」ルイ14世が統治する絶対王政の時代である17世紀フランスを舞台に、ジャン・ヴァルジャンらの登場人物の悲惨な境遇を通して社会問題を提起し、『居酒屋』ではパリの労働者が酒に溺れ、身を滅ぼすさまを描き出した。
4. ギュスターヴ・フロベールは、医者の子として生まれ、法学の勉強を断念した後は文学活動に専念し、リアリズムを深く追求した小説家である。彼は、『ボヴァリー夫人』では田舎医師の妻が愛人との関係を情性的に続けているうちに破産するという事件、『感情教育』では未来の幸福を夢見るがひたすら待ち続けるだけの一人の優柔不断な青年の人生といった通俗的な主題を持つ作品に、確固たる造形美を与えるため文章の構築に力を尽くした芸術家であった。
5. エミール・ゾラは、フランスの自然主義を代表する作家である一方、ドレフュス事件の際にはドレフュス擁護の論陣を張るなど社会的関心も強かった。彼は、『ナナ』において、強烈な性的魅力を唯一の売り物にして豪勢な生活を送るが、やがて若くして没落する女性の生涯を描き、『ノートル＝ダム・ド・パリ』では、パリの下層民に光を当て中世の社会を生き生きと描き出した。彼は、上記2作を含む自らの作品群を「人間喜劇」という総称の下に刊行した。

【No. 90】 日本の近代文学と外国文学の関係を述べた記述として最も妥当なのはどれか。

1. イギリスの劇作家であるウィリアム・シェイクスピアを日本に紹介するに当たり、中心的な役割を果たしたのは高山樗牛である。高山は、明治 20 年代からシェイクスピアの演劇を参考にした史劇『高野聖』で知られ、新劇運動の発展に寄与する中で、明治 44 年には自由劇場の公演で『ハムレット』を演出した。彼は、その後も晩年に至るまでシェイクスピアの全作品の翻訳に取り組んだ。
2. 明治、大正期を代表する訳詩集として、木下杢太郎の『於母影』や上田敏の『海潮音』、萩原朔太郎の『珊瑚集』が知られている。いずれも原作を独自の日本語に換骨奪胎した名訳として評価されており、3 作品とも、ゲーテやハイネなど、ドイツの古典的な作品が原作の多数を占めている点に特色がある。『海潮音』に収められたカール・ブッセの「山のあなた」をはじめとして、人口に膾炙した名作が多い。
3. ノルウェーの劇作家であるヘンリック・イプセンは、日本の近代の文学・演劇に大きな影響を与えた。特に代表作である『人形の家』は、明治 40 年代の草創期の新劇運動の演目選ばれたことでも知られている。この作品は、妻であり母でもあるノラが家庭を出て一個の人間として生きることを目指す物語で、平塚らいてうらの雑誌『青鞥』をはじめ、当時の女性解放運動に強い影響を及ぼした。
4. 第一次世界大戦後の欧州の前衛芸術運動は、同時代の日本文学にも大きな影響を及ぼした。頹廢的な世紀末芸術の中で、アンドレ・ジイドの「シュールレアリスム宣言」は、改めて芸術秩序の再構築を目指した点に特色があり、また、並行して出現したダダイズムの運動は、正確な写実への回帰を目指した点で、同時代の横光利一や川端康成といった「新感覚派」の文学運動の指針にもなった。
5. 20 世紀になるとフロイトの影響もあり、人間の深層心理、無意識の領域を文学の対象にしようとする傾向が現れた。イギリスのジェイムズ・ジョイスの『失われた時を求めて』やフランスのマルセル・プルーストの『ユリシーズ』などがその主な作品であり、特にジョイスの「意識の流れ」の手法は、石川啄木や有島武郎など、旧世代の作家たちにも大きな影響を及ぼした。

【No. 91】 20 世紀の文学理論の作家に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. ミハイル・バフチンはロシアの文学研究者である。小説家ドストエフスキーを「対話の哲学」の観点から論じ、その研究の成果は『ドストエフスキーの詩学の諸問題』にまとめられた。同書にもうかがえるカーニバルにおいて社会的不平等の一切が廃棄され「民衆の笑い」があふれる状態を重視する立場から小説の創作にも取り組み、その代表作『フーコーの振り子』は、自由を求める民衆を理想化し現代ロシアの政治体制を風刺する小説である。
2. ロラン・バルトはフランスの批評家・記号学者である。活動の初期においては、作者の伝記的事実の調査を含めた実証的な手法を重視し、『フランソワ・ラブレーの作品と中世・ルネッサンスの民衆文化』により、20 世紀半ばの文学批評の動向を決定付けた。晩年には、作品を作者の伝記や外的な事件と結び付けて論じることを拒絶するようになり、作品そのもののテキストとしての享受を重視するようになった。この時期の代表作は『テキストの快楽』である。
3. ウンベルト・エーコはイタリアの記号学者・小説家である。前衛芸術活動との関わりの中で書かれた『開かれた作品』では、語り手が一方的に意味内容を伝達する作品に対して、受け手の参加へと開かれた作品があることを提示し、後者の例としてジェイムズ・ジョイスの小説を挙げた。その後は文化全般の理論としての記号論を推進し、中世の哲学から現代の記号論に至る知識を使って書いた小説『薔薇の名前』は、世界的なベストセラーとなった。
4. エドワード・サイードはアメリカの文学研究者である。エルサレム生まれのユダヤ人だが、アメリカ国籍を取得した。活動の初期は西欧的教養を伝える作品が多く、音楽批評を数多く執筆したが、『明るい部屋』では写真を論じつつ亡き母の思い出を文学性豊かな文体で綴った。政治と文化の関わりにおいて文学理論を構築する意図を強く押し出し、『文化と帝国主義』では、西欧の植民地支配が文学と芸術にいかなる痕跡を残したのかを論じた。
5. スーザン・ソントグはアメリカの文芸批評家・小説家である。ドイツに留学してマルティン・ハイデガーなどの思想を吸収し、最初の著作『オリエンタリズム』では、過去 2 世紀の西欧におけるオリエントのイメージがいかに形成されたのかを多様な文献の内に探り、テキストと権力と政治の関係を明らかにした。政治重視の観点から、「病気」をある種の「記号」として捉え、『隠喩としての病』や『エイズとその隠喩』という成果を生み出した。

【No. 92】 シェイクスピアの戯曲に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 『ロミオとジュリエット』の舞台は、イタリアのヴェローナである。古くから抗争を繰り返してきた名門の両家にそれぞれ属するロミオとジュリエットは、愛し合い密かに結婚式を挙げるが、ロミオは殺人のためヴェローナ追放の宣告を受ける。両親に他の男性との結婚を強いられたジュリエットは、修道士の提案で仮死状態に陥り、ヴェローナに戻ったロミオは、ジュリエットが死んだと誤解して自死を選ぶ。目覚めたジュリエットはロミオの死体を目にして短剣で胸を突き、彼の後を追う。
2. 『オセロー』の主人公は、ヴェネツィア軍の総指揮を任されたユダヤ人で、元老院議員の娘デズデモーナと恋仲にあるオセローである。その部下のキャシオの副官登用を巡り、同じく部下のイアーゴはオセローに密かな敵意を燃やす。イアーゴの仲介でデズデモーナとキャシオは結ばれるが、オセローは二人の駆け落ちの直前にそれに気づき、キャシオを殺害する。後悔したデズデモーナはオセローに赦しを乞うたところ、オセローはそれを受け入れ、二人は結婚し仲睦まじく暮らす。
3. 『ハムレット』の舞台は、中世のイギリスである。冒頭でハムレット王子は、父親である先王の亡霊から、ハムレットの叔父である現王に自分は殺されたと告げられる。母親と再婚していた現王への復讐を誓ったハムレットは、狂気を装う。「生きるべきか死ぬべきか」と悩むハムレットを陰で支えたのが宰相の娘オフィーリアであり、彼女は王とハムレットが決闘を行った際に、捨て身の行動によってハムレットが王を殺害するのを助ける。ハムレットは結末でオフィーリアの死を悼んで慟哭する。
4. 『リア王』の主人公は、古代ブリテンの王リアである。彼は国を三人の娘たちに譲ろうとしたが、末娘のコーディリアが彼の不興を買うような言動をしたため、彼女を勘当した。しかし、世話になろうとした長女も次女も自分を軽んじていると気付いたリア王は、フランス王に嫁いでいたコーディリアの元に身を寄せる。コーディリアの要望を受けたフランス軍は、海を渡り姉たちの軍と対戦し、見事に勝利を収める。判断を悔いたリア王をコーディリアが優しく労るという結末が訪れる。
5. 『マクベス』の舞台は、中世のアイルランドである。王に仕えるマクベスは、魔女たちから彼がやがて王になるという予言を聞く。マクベスは、夫人の説得もあって王殺しを果たし、逃亡した二人の王子に疑惑が集まる中、王位に即く。友人バンクォーの殺害に失敗したマクベスの自暴自棄な姿を見て絶望したマクベス夫人は、逃亡した王子の一人マルカムと密かに連絡を取り合い、マクベスを暗殺する。戦わずして王国を手に入れたマルカムは、マクベス夫人だった女性と結婚する。

【No. 93】 日本にある代表的建築に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 現在、愛知県の博物館明治村に建物の一部が移築・保存されている帝国ホテルの旧館は、イギリス人建築家のフランク・ロイド・ライトの設計により 1923 年に竣工した。建物の内外には、大谷石や煉瓦を使った幾何学的デザインがみられる。ライトは有機的建築を否定し、桂離宮や伊勢神宮など日本美を再発見したブルーノ・タウトとともに機能主義建築を推進した。ニューヨークのグッゲンハイム美術館はその代表作である。
2. 現在の国会議事堂は、ドイツ人建築家ヘルマン・エンデとヴィルヘルム・ベックマンの建築事務所が設計した建物で、1936 年に竣工した。ピラミッド型の屋根が特徴的なデザインは、重厚で安定感を求めたネオ・バロック様式によるもので、日本では他に迎賓館赤坂離宮が同じ様式による建物として挙げられる。鉄骨鉄筋コンクリートによる建物には、日本全国から厳選された石材が用いられている。
3. 東京・上野にある国立西洋美術館本館は、スイス生まれフランスを拠点とした建築家ル・コルビュジエの設計により、1959 年に竣工した。コルビュジエは、初め画家として活動した経験から、合理性や機能性を追求する近代建築の動向に反対する。装飾的空間を理想とし、「無限成長美術館」を提唱した。その思想が建築界に広くもたらした影響が評価され、2016 年、東京文化会館を含む周辺の文化地域一体が世界遺産に登録された。
4. 東京・新宿にある現在の東京都庁舎は、丹下健三の設計により 1991 年に竣工した。その正面デザインは、左右に塔を配した姿がロマネスク様式建築の代表作であるパリのノートル＝ダム大聖堂を想起させるが、建築構造と記念碑性を重視し生み出されたものである。丹下は、メタボリズムを提唱し、国立屋内総合競技場(東京代々木体育館)や東京タワーなど、東京の街にランドマークとなる建築を手がけた。
5. 東京駅の丸の内側駅舎は、辰野金吾の設計によるもので、1914 年に竣工した。第二次世界大戦時、東京大空襲でドームや屋根、内装を焼失し、戦後に 3 階建を 2 階建として再建されたが、2012 年に創建当時の姿が復原された。赤煉瓦に白い花崗岩で線を入れた「辰野式」と呼ばれるデザインをみせる。辰野は、イギリス人建築家のジョサイア・コンドルに師事し、代表作に日本銀行本店がある。

【No. 94】 立地論を中心とした経済地理学に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. J. H. チューネンは、代表的著書『農業生産立地理論』において、自然条件の差異を考慮しない均質空間を前提とし、市場である都市を中心に、そこからの距離に応じて作物・農業経営様式が同心円状に展開していくとした。この農業立地の有様は、その後の都市化や輸送技術の進展により変容するものの、併せて示された都市からの距離が離れるほど右上がりとなる地代曲線モデルは、都市の地代モデルに援用されている。
2. A. ウェーバーは、工業の立地において、輸送や労働など生産に関わる費用が最小となるよう指向される点を理論化した。特に本理論は、原料産地、原料と製品の重量関係、労働集約型か否かなどによって、業種ごとの工業の立地傾向を示し得ることを特色とする。例えば、輸送費に着目すると、原料の重量が製品の重量より小さい場合、原料産地に近いところに立地する。これは鉄鋼業など普遍原料に依拠する工業に特徴的とされる。
3. D. ハーヴェイは、古典的立地論の影響を強く受けつつ、1950～1960年代にかけてアメリカやイギリスで盛んになっていく計量地理学の理論的支柱となった『都市と社会的不平等』を出版した。この中で、先行立地する企業の生産活動を通して需要が発生し、それが更なる立地を促すという累積的循環過程を生成するとともに、中心－周辺関係の地域形成パターンを確立・強化することを示した。
4. W. クリスタラーは、都市を様々な財の供給がなされる中心機能が立地する場所として捉え、その空間的配置に関する理論を構築した。財の到達範囲という点から、上限を消費者側が到達し得る範囲、下限を供給側が経営を維持し得る範囲とし、この上限を基に、最小中心地数での全域への供給システムを提示した。彼の理論は、ナチス政権下のドイツの国土整備構想に取り入れられた。
5. D. マッシーは、代表的著書『空間的分業』において、抽象的な空間科学である立地論では、1990年代以降のアメリカにおける現実的な空間変化を説明できないことを主張した。特に、情報技術革命が進む中、各組織を結ぶ情報フローを中心とする諸空間を「フローの空間」と呼び、この空間こそが企業組織の「場のない力」として「場の空間」を支配するという、現代的空間システム論を展開した。

【No. 95】 文化人類学における宗教に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 宗教は極めて複雑な現象であり、過去に多様な定義がなされてきた。E. タイラーが宗教の最小限の定義として提唱した「霊的存在への信仰」は、文化人類学における宗教の基本的、歴史的な定義ともいわれている。彼は、宗教の原初形態としてトーテミズムを想定し、社会の進化に伴い神霊の役割が整理され、最終的には多神教に到達するという図式を提示した。
2. 宗教についてはいくつかの分類や類型化の試みがなされてきた。世界宗教と民族宗教の分類もその一つである。世界宗教とは、キリスト教やイスラム教、仏教に代表される世界的な分布を示す宗教である。これに対し、民族宗教は特定の民族、地縁・血縁、地域を基盤として外部には広がりにくい傾向を持つ宗教であり、日本の神道はその代表的な例として挙げられる。
3. 祖先崇拝は、共通の祖先を持つ親族・コミュニティ集団と神霊との仲介役を祖先に委ねる形の宗教体系であり、専ら個人的利益の追求のために祖先を崇拝し、祭祀を実行することが重要とされる。祖先崇拝は、キリスト教やイスラム教を含めた宗教全般において、それぞれの宗教体系の中心的地位を占めている。
4. 19世紀に北東シベリアのモンゴル系民族の間で、サマンと呼ばれるトランス状態(変性意識状態)を伴う宗教的実践を行う宗教的職能者が見いだされた。その後、この言葉に由来するとされる「シャマン(シャーマン)」が、世界各地の類似の職能者を意味することとなった。このような宗教体系はシャマニズムと呼ばれ、いわゆる伝統社会に限定してみられるものであり、現在の日本ではみられない。
5. 現代の日本人は節々の年中行事や通過儀礼において、神道、仏教、キリスト教といった宗教を起源とする習慣を適宜使い分けており、アンケート等では自らを特定の宗教に属さない「無神論者」と答える人が多い。自宅の仏壇や神棚に対する日常的実践、年中行事や通過儀礼などは、現在は本来の宗教的意味合いを失っていることが多く、文化人類学の宗教研究の対象とはみなされていない。

【No. 96】 欲求や動機づけに関する記述ア～エのうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. A. H. マズローの欲求階層説では、下位の欲求が満たされると上位へ進むと仮定されている。

欲求は三層に分けられ、下層の欲求は一次的欲求である安全・安定の欲求、中層の欲求は、愛情、所属、承認、自尊の欲求、上層の欲求は最も高次の欲求である自己実現の欲求である。

イ. 「賞や罰によって学習活動を指導する」という教育観は、認知心理学の視点によって子どもを学習へと動機づけるものである。一方で、「子どもが既にもっている知識と新しい知識を結び付けるよう指導する」という教育観は、観察学習の視点によって子どもを学習へと動機づけるものである。

ウ. 個人の中に、相反するあるいは両立し得ない衝動や欲求などが存在するとき、どの行動を取ればよいか選択できない心的状態を葛藤という。K. レヴィンの葛藤の分類には、複数の対象が同じくらいの正の誘意性をもつ「接近－接近の葛藤」、同じくらいの負の誘意性をもつ「回避－回避の葛藤」、同一の対象が相反する誘意性をもつ「接近－回避の葛藤」がある。

エ. B. ワイナーの帰属理論では、失敗の原因を努力不足に帰属した場合の方が、能力不足に帰属した場合よりも失敗による負の影響が大きく、後の行動が起こらなくなるとされる。また、この理論には、自身の成功や失敗の原因が時間的に安定したものなのか、不安定なものなのかを意味する「統制の位置」という次元がある。

1. ア
2. ウ
3. ア、イ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 97】 次は、記憶に関する記述であるが、A～Eに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

心理学における最初の本格的な記憶研究は、H. エビングハウスによって行われ、その研究成果は1885年に発表された。彼が記憶研究を行う契機になったのは、G. T. フェヒナーの『A』(1860)に影響を受けたことであった。彼は、G. T. フェヒナーのアイディアを引き継ぎ、記憶の科学的探求を開始した。

H. エビングハウスは、純粋な記憶のプロセスを調べるために、「WUX」といった無意味綴りを考案した。そして、この無意味綴りのリストを完全に覚えるまでの時間を測定し、次に任意の時間経過後に再びそのリストを完全に覚えるのに必要な時間を測定した。このBと呼ばれる方法を用いて、

$$\text{C} = \frac{\text{D に必要な学習時間} - \text{E に必要な学習時間}}{\text{D に必要な学習時間}} \times 100$$

というCに関する公式を導き出し、記憶を数量的に把握できるようにした。この研究は、記憶のプロセスを捉えた画期的なものであった。

A	B	C	D	E
1. 精神物理学原論	再認法	忘却率	原学習	再学習
2. 精神物理学原論	再認法	忘却率	再学習	原学習
3. 精神物理学原論	再学習法	節約率	原学習	再学習
4. 心理学原理	再学習法	忘却率	原学習	再学習
5. 心理学原理	再学習法	節約率	再学習	原学習

【No. 98】 社会問題と関連する事柄に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 虐待がトラウマ記憶になっている子どもには、トラウマ記憶を緩やかに再体験する治療法が効果的であるとされる。被虐待児のトラウマ記憶の再体験を促すために、虐待の内容を聴き出す心理的治療を目的とした面接を司法面接という。司法面接では、被虐待児の心理的負担や警戒心を低減するため、面接の様子を録音・録画することは原則として行わない。
2. DSM-5-TR(精神疾患の診断・統計マニュアル)によると、食行動症及び摂食症群は、摂食または摂食に関連した行動の持続的な障害によって特徴づけられる。神経性やせ症は、有意に低い体重であるにもかかわらず、体重増加または肥満になることに対する強い恐怖、または体重増加を妨げる持続した行動があることが診断基準に含まれている。
3. ある薬物を反復使用するうちにその効果が減り、効果獲得のために薬物の増量が必要な現象を禁断症状(離脱症状)という。また、一つの薬物で形成された禁断症状が新たに用いる薬物でも見られる現象を耐性という。精神的依存はある薬物を使用せずにはいられないという心理状態であり、エスカレートすると、禁断症状が出現し、身体的依存が見られるようになる。
4. 労働者のメンタルヘルスに関する支援の一つである EAP(Employee Assistance Program : 従業員支援プログラム)とは、企業内で援助者自らが支援を必要とする従業員のもとに出向いて支援を提供するサービスのことである。コンサルテーションを行う際には、サービスを利用する従業員の個人情報の保護の観点から、上司ではなく企業内の第三者に対して行う。
5. サイコオンコロジーは、末期のがん患者の痛みやそのほかの身体的・心理社会的問題を早期に見いだし、的確に評価を行い対応することで苦痛を和らげることを目的とする治療である。がん患者を支援することを目的として確立されたが、最近では、がんだけではなくがん以外の疾病を抱えた小児や高齢者に対する治療を示すものとなっている。

【No. 99】 教育における文化に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 学校文化は、特定の学校において共有される行動様式や行動規範等を指し、制度的文化、教師文化、生徒文化等によって構成され、カリキュラム・マネジメントに影響を与えるものとされている。子供観、教育観、カリキュラム観等によって構成される教師文化をはじめとする学校文化が、ときには「隠れたカリキュラム」として機能することも指摘されている。
2. 文化伝達は、文化がある世代から別の世代へと伝わることを意味し、教授学(ペダゴジー)は近代社会における文化伝達の方法の一つとして発展してきた。師から弟子への一斉教授によって伝達されるハビトゥスは、単なる習慣を超えて身体化された知識や技能として次世代に継承され、遺伝によって生得的に養われる文化的環境との相互作用を推進するとされている。
3. 多文化教育は、特定の社会における複数の文化間の実質的平等に基づく多文化共生の実現を目指す教育理念及び実践である。文部科学省は、平成 18 年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体に地域住民と在住外国人の交流事業計画の策定を義務付けるとともに、多文化教育の取組として同化主義に基づく統合的な共通文化を創造することも推進している。
4. 教育・文化週間とは、文部科学省が実施する子供を対象とする文化振興期間であり、こどもの日を含む 1 週間と定められている。同週間では、全国各地で、体験活動、公開講座、美術館・博物館の無料開放など様々なイベントが開催されるとともに、伝統芸能や文学、音楽等の芸術、衣・食・住の生活文化等の活動を発表する国民文化祭を毎年東京都で開催することとされている。
5. 学校に基礎をおくカリキュラム開発(School-Based Curriculum Development：SBCE)は、多様性に基づく共通文化を創り出すことを目的に、研究機関が主導して開発した先進的なカリキュラムを、地域における学校を拠点として普及させる方策を指す。ここでは、学術的・科学的な文化の視点に立って、全国単位で教育内容の統一を行うトップダウン型の体制作りが目指されている。

【No. 100】 教育におけるジェンダーに関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 明治時代に学制が發布され、我が国において義務教育が行われるようになったが、義務教育就学率の推移は男女で異なっており、男子は学制發布当初から 90 % を超えていた一方で女子は大正時代においても 50 % には届かなかった。明治・大正期における就学率の男女差は、中等教育段階で更に大きくなり、そのうち中学校では女子の就学率が 20 % 前後で推移した。
2. 『令和 5 年版 男女共同参画白書』によると、我が国の大学(学部)の学生に占める専攻分野別の女子学生の割合は理学分野及び工学分野で低く、2022 年度ではいずれも 5 % を下回っている。現在、科学技術・学術分野における男女共同参画の推進施策の一環として女子学生・生徒の理工系分野選択の促進や理工系人材の育成が図られており、文部科学省は、理工系学部の入試に男女別定員を導入することと通知している。
3. 2022 年に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」のうち、学校教育の場における男女の地位の平等感に関する調査において、「男性の方が優遇されている」とする者の割合は、「平等」又は「女性の方が優遇されている」とする者のいずれの割合よりも高く、これを年齢別にみると、30 歳代において「男性の方が優遇されている」とする者の割合が最も高い。
4. 2023 年の「ジェンダー・ギャップ指数」*¹の教育分野で、我が国は、識字率及び義務教育就学率の男女比の項目において、そのスコアが 1.000 と男女の完全平等が達成できているとされている。これに対し、後期中等教育就学率及び高等教育就学率の男女比の項目においては、我が国はいずれも男性の就学率の方が高くそのスコアが 1.000 を下回っているが、大学への就学率が女性より男性で高いのは OECD 諸国共通の傾向である。
5. 文部科学省の「公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、公立学校の管理職(校長・副校長・教頭)全体に占める女性の割合(女性管理職割合)は、2013 年度以降 2022 年度まで上昇傾向が続いている。校種別*²にみた 2022 年度における女性管理職割合は、特別支援学校が最も高く小学校がこれに続くが、特別支援学校及び小学校のいずれにおいても、各校種の同年度における教員全体に占める女性の割合と比べると、低い状況にある。

*1 世界経済フォーラム(WEF)が各国における男女格差を測る指数として公表しているもの。
この指数は、男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0 が完全不平等、1 が完全平等を示すとされている。

*2 「小学校」、「中学校・義務教育学校」、「高等学校・中等教育学校」、「特別支援学校」の別

【No. 101】 教育におけるアートに関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. リベラル・アーツは、古代ギリシャで文法・修辞学・弁証法(論理学)の三学と算術・幾何・天文学・音楽の四科から成る自由学芸として確立し継承されてきたものであり、専門職業教育としての技術の習得とは異なり思考力・判断力のための一般的知識の提供や知的能力を発展させることを目標にする教育とされている。近年 Society 5.0 の求める人材の育成の観点から、日本経済団体連合会(経団連)が専門教育と合わせてリベラル・アーツ教育を学修する重要性を指摘している。
2. レッジョ・エミリア・アプローチは、学習者の主体性を重視し、アートやプロジェクト活動を中心とする教育の手法である。主に中等教育段階の学校にアートの専門家である「アトリエリスタ」を配置し、総合的な芸術的素養の涵養^{かん}を目指すとともに、芸術家育成教育としての役割も担うことから、優れた芸術作品を競うコンテスト形式が推奨されている。
3. シュタイナー教育は、知的な経路を通じた学習は教育の一部にすぎないとの考えに基づき、感情や意志に働き掛ける総合芸術として構想された教育方法であり、言葉と音楽を人の動きで表す「フォルメン」や、線画を用いる「オイリュトミー」などがある。我が国ではオルタナティブ教育の一つとして受容され、主に障害のある子供を対象とした学校が複数設立されている。
4. STEAM 教育は、Science・Technology・Engineering・Arts・Mathematics の五つの理系教育を中心とし、科学・技術分野の経済的成長や革新・創造に特化した人材育成を目的としている。令和 3 年の中央教育審議会答申*では、STEAM 教育を卓越した科学者・技術者育成のための教育として位置付けた上で、STEAM 教育として中学校段階からの高度な理系科目の教育の実施を推進することとしている。
5. 子供文化芸術活動支援事業は、文部科学省総合教育政策局が令和 2 年から開始した、子供たちに本格的な芸術を鑑賞・体験する機会を提供することで、人間性を涵養し芸術家の育成に資することを目的とする事業である。同事業への応募は地方公共団体ごとに行われ、補助の対象となる事業者は小学校及び中学校であり、主に教員の事前研修費などが支給される。

* 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和 3 年 1 月)

【No. 102】 都市についての理論に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. G. ジンメルは、歴史研究において文化を重視する文化社会学の観点から、資本主義やそれを支える合理的文化がなぜ近世以降の西欧において誕生したのかという問いを立て、古代ギリシャの都市国家(ポリス)において発達した民主主義と自由な精神こそ、資本主義や近代国家の形成に対し最も決定的な因子であったと結論付けた。
2. 1970年代に M. カステルらが提唱した新都市社会学は、都市と資本主義や国家という全体社会のメカニズムとの緊密な関係を重視する E. バージェスらの都市社会学を批判し、「生まれや育ちが異なる人々が生活を共にする」という都市の特性を解明するためには、動植物の生態学をモデルに発達した人間生態学的アプローチを用いるべきであると主張した。
3. 同心円地帯理論とは、英国の商業都市を事例として、都市の典型的な発展のパターンを定式化したもので、提唱者である C. ハリスと E. ウルマンは、特に都市における土地利用形態と交通網の発達に注目し、大都市は単一の中心業務地区の周囲ではなく、複数の核を拠点としながら拡大していることを明らかにした。
4. シカゴ学派の一人である L. ワースは、人口量が多く、人口密度が高く、社会的異質性が大きい永続的な居住地としての都市と、こうした都市において形成される特有の生活様式としてのアーバニズムを研究対象とし、個人が都市生活においてばらばらとなり、共同性を喪失した状態に陥る姿を描き出した。
5. S. サッセンは、都市を人口が集中している場所、下位文化を社会の中に共通する社会通念が形成されにくい文化と定義し、都市的な特徴が高まれば高まるほど、下位文化内部の画一性が強化され、同時に複数の下位文化が相互に影響を与え合うことにより、長期的には共通の社会通念が形成され、下位文化それ自体は衰退するという都市の下位文化理論を提唱した。

【No. 103】 フランクフルト学派に関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. M. ホルクハイマーと T. アドルノは、『啓蒙の弁証法』の中で、啓蒙について、神話を解体し空想の権威を失墜させ、人間から恐怖を取り除き、自然に対する主人の地位に就かせることと定義し、やがて弁証法的な発展を遂げた啓蒙が、20 世紀に入るとナチズムや文化産業の形をとり、人類に新たな野蛮状態をもたらしたと主張した。
2. W. ベンヤミンは、『一次元的人間』の中で、技術的合理性が発達することにより、人々の欲求や願望を操作し統制する一次元の社会が実現するだけでなく、これまであらゆる芸術がもっていた作品に固有で一回限りのアウラが希少性のある伝統芸術に生じることにより、伝統的な作品が社会に対する批判的機能を担うようになると述べた。
3. H. マルクーゼは、『自由からの逃走』の中で、S. フロイトの心理学を生物的次元から社会的次元に解釈し直すことによって生み出した社会的性格という新しい概念を用いて、第一次世界大戦後のドイツに台頭したナチズムの心理的メカニズムを解明した。さらに、この概念を引き継いだ E. フロムらは、ファシズム尺度を考案し第二次世界大戦後の米国に適用した。
4. J. ハーバーマスは、『公共性の喪失』の中で、コーヒー・ハウス、社交サロン、読書サークルとして 19 世紀後半に成立した文芸的公共圏が、次第に政治的な争点にも開かれた政治的公共圏へと変質することによって、これまで民衆が公論を形成する場であった公共圏が、封建諸侯や聖職者が自らの威光を民衆に対して顕示する場へと変化するとした。
5. A. ホネットは、『自我同一性』の中で、人生を葛藤と危機の連続とする立場から、青年期の危機を考察し、自らの帰属すべき集団を選択し、そうした集団から承認され、自らも誇りや自覚的な帰属意識をもつことができることをアイデンティティの感覚と呼び、逆に十分な承認が与えられない場合、分配をめぐる闘争が発生するとした。

【No. 104】 ジェンダーとセクシュアリティに関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. J. バトラーは、『第二の性』において、男女の生物学的・解剖学的な差異を「セックス」、社会的・文化的に構築された性差を「ジェンダー」と定義付けた。J. バトラーは、身体は文化や言説に先立って存在するものであるから、「セックス」とはいかなる文化においても固定的なものであると主張した。
2. フェミニズムの展開は、第一波フェミニズムと第二波フェミニズムに分けることができる。第一波フェミニズムとは、「個人的なことは政治的なことである」をスローガンに、職業等の社会参加における男女の平等を求めて主張した運動を指す。第二波フェミニズムとは、1960年代以降、女性の参政権、財産権、政治的平等などを求めた運動を指し、ウーマン・リブとも呼ばれる。
3. J. W. スコットは、『シャドウ・ワーク』において、女性の社会進出の歴史を分析し、20世紀以降、女性が出産や子育てをしやすい社会を実現するために法や制度が整備されてきた一方で、女性労働者が家庭と仕事の両立を行うために休日出勤や家庭に仕事を持ち帰るなど隠された労働が発生していることを指摘し、これを「シャドウ・ワーク」と名付けた。
4. リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、「性と生殖に関する健康と権利」のことであり、1994年にエジプトのカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱・採択された。これには、子どもを産むかどうか、いつ・何人産むかを決定する自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。
5. J. マネーとP. タッカーは、『男同士の絆』において、ホモソーシャルとは同性どうしの社会的絆を意味する言葉であり、「ホモソーシャル連続体」を「男性のホモソーシャルな欲望」と名付けた。そして、女性嫌悪(ミソジニー)は発生するが、同性愛嫌悪(ホモフォビア)は伴わないと結論付けた。

【No. 105】 我が国における子供や若者の状況に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. 子供の貧困問題への対応については、昭和 60 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、施行に伴い設置されたこども家庭庁において対策が進められてきた。その後、生活保護を受給する母子世帯数の減少など対策の成果が認められ、同法の目的が達成されたことから、令和 4 年に同法は廃止された。貧困の状態にある子供の就学援助等残された課題については「こども基本法」に引き続き対策を行うことが定められている。
- B. 子供のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯においては子供の大学進学率が他の世帯と比べて低い状況にある。そのため、家庭の経済状況等によって子供の進路の選択肢の幅が狭まることのないよう、内閣府及び文部科学省は、高等教育段階における取組として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型奨学金や、各大学が実施する授業料等減免への支援を行っている。
- C. 「令和 3 年度子供の学習費調査」(文部科学省)の結果によると、世帯の年間収入別学校外活動費*は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校(全日制)において、公立、私立ともに世帯の年間収入が増加しても支出額はほぼ一定であることが分かった。また、学校が所在する市区町村の人口規模別にみた支出状況では、公立小・中学校では「10 万人未満」よりも「100 万人以上・特別区」の方が、各家庭における学校外活動費の支出は少ない。
- D. 厚生労働省は、15～49 歳の若年無業者に対して、全ての都道府県に設置されている地域若者サポートステーション(サポステ)において、職場見学や職場体験、就職した者への定着・ステップアップ相談等のサービスを実施している。また、ひきこもりの状態にある者やその家族への支援策として、平成 30 年度には全ての都道府県及び指定都市に、ひきこもり地域支援センターの設置が完了した。

* 自宅学習や学習塾・家庭教師、体験活動や習い事などの経費

1. A、B
2. A、C
3. B、C
4. B、D
5. C、D

コース別構成の詳細

コ ー ス	問 題 構 成	ペ ー ジ
コース A (政治・国際系)	共通必須問題 5 題 (No. 1～No. 5)	1～6
	必須問題 20 題 (No. 6～No. 25)	7～58
	選択問題 30 題 (No. 26～No. 55) から任意の 15 題を選択して解答	
コース B (人文系)	共通必須問題 5 題 (No. 1～No. 5)	1～6
	必須問題 20 題 (No. 56～No. 75)	59～112
	選択問題 30 題 (No. 76～No.105) から任意の 15 題を選択して解答	

解答方法

上表のコース(コース A、コース B)のうちいずれか一つを任意に選択し、選択したコースの共通必須問題、必須問題を全て解答するとともに、各コースで指定する方法に従って選択問題から選択して解答し、合計して 40 題を解答してください。

<出典>

・No.12

#Republic: Divided Democracy in the Age of Social Media by Cass R. Sunstein. Copyright © 2018 by Princeton University Press. Reproduced with permission of the author.

(和訳本)「#リパブリック」

・No.13

渡辺浩、「日本政治思想史 十七～十九世紀」

The International House of Japan, Inc.

・No.14

Political Philosophy by Adam Swift. Copyright © Adam Swift 2021. Reproduced with permission of Polity.

・No. 21a

From WORLD POLITICS: INTERESTS, INTERACTIONS, INSTITUTIONS by Jeffrey A. Frieden, David A. Lake, Kenneth A. Schultz. Copyright © 2010 by W. W. Norton & Company, Inc. Used by permission of W. W. Norton & Company, Inc.

・No. 21b

"Alliance Formation and the Balance of World Power" by Stephen M. Walt from International Security, Vol. 9, No. 4, 1985. Published from The MIT Press. Reproduced with permission of The MIT Press.

・No. 21c

Used with permission of MIT Press journals, from The Institutional Dynamics of International Political Orders by James G. March, Johan P. Olsen, International Organization, Vol. 52, No. 4, 1998; permission conveyed through Copyright Clearance Center, Inc.

・No. 22b

© Joseph Grieco, G. John Ikenberry, Michael Mastanduno, 2019, Introduction to International Relations: Perspectives, Connections, and Enduring Questions, Bloomsbury Academic, an imprint of Bloomsbury Publishing Plc.

・No. 22c

The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations by John Baylis, Steve Smith, Patricia Owens. Reproduced with permission of The Globalization of World Politics (eighth ed), Oxford University Press, 2020, p.544

・No. 30a

Excerpted from ADMINISTRATIVE BEHAVIOR, 4TH EDITION by Herbert A. Simon. Copyright © 1945, 1947, 1957, 1967, 1997 by Herbert A. Simon. Reprinted with the permission of The Free Press, an Imprint of Simon & Schuster, LLC. All rights reserved.

•No. 30b

Used with permission of Sage Publications Inc. Journals, from A Garbage Can Model of Organizational Choice, Michael D. Cohen, James G. March and Johan P. Olsen, Administrative Science Quarterly, Vol.17, No.1, Mar, 1972; permission conveyed through Copyright Clearance Center, Inc.

•No. 30c

Abstract from Policy Framework — England and Wales, Jeremy J. Richardson, Drinking Water Supply and Agricultural Pollution, Environment & Policy, vol. 11, 1998. Springer Nature.

•No. 32

外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/files/100506959.pdf>)

•No. 33

Global Trends Report 2022 by UNHCR Copyright © 2023 United Nations High Commissioner for Refugees. Reproduced with permission of UNHCR. <https://www.unhcr.org/global-trends-report-2022>

•No.58 肢 1(枠内)

「ノヴム・オルガヌム(新機関)」 フランシス・ベーコン著、桂 寿一訳 岩波書店

•No. 58 肢 2(枠内)

谷川多佳子、「方法序説」、岩波書店

•No.58 肢 4(枠内)

篠田英雄、「プロレゴメナ」、岩波書店

•No.58 肢 5(枠内)

「プラグマティズム」 W.ジェイムズ著 梶田 啓三郎訳 岩波書店

•No.66A

真珠の耳飾りの少女 (Girl with a Pearl Earring) by Johannes Vermeer

•No.66B

印象・日の出 (Impression, soleil levant) by Claude Monet

•No.66C

種をまく人 (Der Sämann) by Vincent Willem van Gogh

•No.66E

© 2025 The Andy Warhol Foundation for the Visual Arts, Inc. / ARS, NY & JASPAR, Tokyo
E5962

C2－2024 政治・国際・人文 専門（多肢選択式）

正答番号表

No	正答	No	正答	No	正答	No	正答
1	3	31	1	61	4	91	3
2	2	32	4	62	3	92	1
3	4	33	2	63	5	93	5
4	3	34	5	64	2	94	4
5	5	35	3	65	3	95	2
6	3	36	4	66	2	96	2
7	4	37	5	67	4	97	3
8	5	38	1	68	2	98	2
9	4	39	1	69	1	99	1
10	1	40	3	70	5	100	5
11	4	41	1	71	5	101	1
12	2	42	4	72	3	102	4
13	1	43	5	73	3	103	1
14	5	44	5	74	1	104	4
15	5	45	3	75	2	105	4
16	3	46	3	76	5		
17	5	47	2	77	4		
18	3	48	2	78	5		
19	1	49	3	79	2		
20	2	50	1	80	1		
21	3	51	4	81	3		
22	5	52	5	82	2		
23	2	53	3	83	5		
24	4	54	2	84	3		
25	5	55	3	85	4		
26	4	56	2	86	5		
27	1	57	3	87	3		
28	2	58	1	88	1		
29	3	59	4	89	4		
30	5	60	1	90	3		